

監査結果公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により執行した監査（行政監査）について、その結果を次のとおり公表します。

令和2年2月18日

奈良県監査委員 齋藤 信一郎

同 森田 康文

同 西川 均

同 和田 恵治

平成31監査年度

行政監査結果報告書

令和2年2月

奈良県監査委員

目 次

第1 監査の概要	
1 監査のテーマ	1
2 監査の目的	1
3 監査の観点及び着眼点	1
4 監査の対象	2
5 監査の実施時期	2
6 監査の方法	2
第2 監査の結果	
1 建築基準法に基づく定期点検	
（1）建築物の点検（建築基準法第12条第2項に基づく定期点検）の概要	3
（2）建築物の点検（第2項定期点検）の実施状況及び第2項定期点検を実施していなかった理由	3
① 第2項定期点検の実施状況	3
② 第2項定期点検を実施していなかった理由	3
（3）建築設備等の点検（建築基準法第12条第4項に基づく定期点検）の概要	6
（4）建築設備等の点検（第4項定期点検）の実施状況及び第4項定期点検を実施していなかった理由	6
① 第4項定期点検の実施状況	6
② 第4項定期点検を実施していなかった理由	6
2 消防訓練等の実施	
（1）消防法に基づく防火管理制度	8
（2）消防計画の作成及び消防署への届け出の状況	10
（3）特定防火対象物の消防訓練の実施状況	11
（4）非特定防火対象物の消防訓練の実施状況等	13
（5）消防用設備等の点検（消防法第17条の3の3に基づく点検）の実施状況	16
3 日常点検等	
（1）県有建築物に係る営繕・保全説明会等への参加状況	17
（2）年度保全計画等の作成状況	18
（3）施設の日常的な点検の実施状況	20

(4) 施設の日常点検用のチェックリスト等の作成状況	21
(5) 日常点検に係る実施状況の記録	22
(6) 日常点検で確認している内容	23
4 施設の不具合（耐震以外）への対応	
(1) 施設の不具合により利用者等が怪我をした事案の発生状況及び不具合への対応等	25
① 施設の不具合により利用者等が怪我をした事案の発生状況	25
② 施設の不具合により利用者等が怪我をした事案が発生した施設における不具合への対応等	26
(2) 利用者等が怪我をするおそれがある施設の不具合で令和元年中に修繕できないものとその理由及び対応状況	29
① 利用者等が怪我をするおそれがある施設の不具合で令和元年中に修繕できないもの	29
② 利用者等が怪我をするおそれがある施設の不具合で令和元年中に修繕できない理由	29
③ 利用者等が怪我をするおそれがある施設の不具合で令和元年中に修繕できないものに対する対応状況	29
5 耐震対策が必要な施設の状況	
(1) 施設の耐震性	32
(2) 耐震対策が必要な棟がある施設における施設の利用制限の実施の有無及び利用制限をしていない理由	34
(3) 耐震対策が必要な棟についての今後の対応	36
(4) 耐震対策（耐震補強工事、建替、移転、撤去等）を完了する予定の時期	38
(5) 耐震対策が必要な棟がある施設であることの周知	39
6 災害等への対応	
(1) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	42
(2) 洪水、崖崩れ、地震等を想定した対応マニュアル（避難確保計画等）の作成状況	42
(3) 洪水、崖崩れ、地震等を想定した訓練の実施状況	44
(4) 防犯（不審者対応等）への具体的な対応	47
第3 監査意見	49

別表 1	55
別紙 1	56
別紙 2	57
行政監査調査項目別一覧表（対象45施設）	58

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

県有施設における利用者の安全及び安心の確保について

2 監査の目的

県有施設には、学校、美術館、文化会館等、多くの利用者が使用するものがあり、施設の不具合、破損等に対する適切な維持管理が求められている。

また、火災、地震等の災害発生時に、利用者の安全を確保し、被害を少なくするために、職員の危機管理意識の向上、初動体制の整備等、平常時からの備えが重要である。

そこで、県有施設における点検管理、利用者等の安全確保の取組、不具合等への対応等の状況を検証し、適切な施設管理に資することを目的として、監査を行った。

3 監査の観点及び着眼点

県有施設における利用者の安全及び安心の確保について、主に法規性、効率性及び有効性の観点から、次の着眼点により監査を行った。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）等の法定点検、施設担当者による日常点検が適切に実施されているか。
- (2) 消防訓練が適切に実施されているか。
- (3) 「所管課・施設管理者のための県有建築物の保全の手引き（平成29年6月 営繕課・営繕プロジェクト推進室）」に規定する年度保全計画が作成されているか。日常点検の結果が記録されているか。点検のためのチェックリストが作成され活用されているか。
- (4) 施設の不具合により事故が発生していないか。また、利用者の安全に関わるような重大な施設の不具合に対して適切な対応がとられているか。
- (5) 県有施設は、耐震性能を有しているか。耐震性能を有していない場合、利用制限、対応状況は適切か。また、耐震性能を有していないことを利用者に対して適切な方法により公表、周知しているか。
- (6) 洪水、崖崩れ、地震等の災害発生時の対応マニュアルが作成されているか。また、災害を想定した訓練が実施されているか。

4 監査の対象

奈良県（以下「県」という。）の公共施設845施設（奈良県公共施設等総合管理計画に記載されている施設数（平成27年4月1日現在））から庁舎系施設、研究・検査施設、医療施設、住居系施設、警察施設、公衆トイレ等の無人施設等及び土地を除いた、主として一般の利用者が利用する施設である教育施設、集客系施設及び社会福祉施設のうち、計45施設を次のとおり選定して監査の対象とした。（別表1参照）

- (1) 教育施設（高等学校及び特別支援学校を除く。）、集客系施設及び社会福祉施設のうち、面積1,000㎡以上のもので、県が直接管理をしているもの（建替中で来年度より新しい建物を使用するものを除く。）を選定した。
- (2) 高等学校及び特別支援学校については、生徒数が多い学校順に高等学校及び特別支援学校の半数を選定した。

また、原則として平成30年度を監査の対象期間として、特に記載がない場合は平成30年度の状況等について記載するとともに、必要に応じて他の年度も対象期間とした。

5 監査の実施時期

令和元年6月から令和元年12月までの間に監査を行った。

6 監査の方法

監査の対象とした施設を所管している課又は施設から監査調書の提出を受けるとともに、必要に応じて説明を聴取するなどの方法により監査を行った。

第2 監査の結果

1 建築基準法に基づく定期点検

(1) 建築物の点検（建築基準法第12条第2項に基づく定期点検）の概要

都道府県の長等は、建築基準法第12条第2項の規定に基づき、都道府県等が所有し、又は管理する公会堂、集会場、学校、博物館等の用途でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を越える施設等（平成31年4月1日現在）（以下「特定建築物」という。）について、原則として3年以内ごとに、「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件」（平成20年国土交通省告示第282号）で示されている点検項目等に応じて、一級建築士又は二級建築士等の有資格者による建物等の損傷、腐食、劣化の状況等に係る点検（以下「第2項定期点検」という。）を実施しなければならないこととされている。

監査の対象とした県が所有する45施設のうち、43施設が第2項定期点検を実施しなければならない施設に該当し、2施設は該当しない。

(2) 建築物の点検（第2項定期点検）の実施状況及び第2項定期点検を実施しなかった理由

① 第2項定期点検の実施状況

第2項定期点検を実施しなければならない43施設について、平成28年度から平成30年度における第2項定期点検の実施状況を調査したところ、表1-(2)-1のとおり、第2項定期点検を実施していた施設が19施設となっていた一方、第2項定期点検を実施していなかった施設が24施設となっていた。

② 第2項定期点検を実施していなかった理由

24施設で第2項点検を実施していなかった理由を調査したところ、表1-(2)-2のとおり、「第2項定期点検が必要なことを知らなかった。」とする施設が4施設、「第2項定期点検が必要なことを知っていたが、過去から実施していなかったため、実施していなかった。」とする施設が2施設、「時間に余裕がなく実施していなかった。」とする施設が3施設、「平成19年度まで県の技術職員により点検を実施していたが、その後実施していなかった。かねてより点検の重要性については認識しており、今年度外部委託によって実施予定である。」とする施設が14施設となっていた。

なお、「時間に余裕がなく実施していなかった。」とする3施設のうち、うだ・アニマルパーク動物学習館及び民俗博物館では、令和元

年度に第2項定期点検を実施する予定であるとしている。

また、中央こども家庭相談センターは、平成28年度から30年度までの間に第2項定期点検を実施していなかったが、平成25年度に検査済証の交付を受けてから6年以内であるため、特に問題とはならないものである。

(表1-(2)-1) 第2項定期点検の実施状況

態 様	該当数
ア 第2項定期点検を実施しなければならない施設に該当する施設	43
(ア) 第2項定期点検を実施していた施設	19
(イ) 第2項定期点検を実施していなかった施設	24
a 平成28年度から平成30年度に第2項定期点検を実施しなければならない施設	23
b 建築基準法第18条第18項に規定する検査済証の交付から6年以内であり（建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第5条の2第2項)、第2項定期点検を実施する期限までに期間の余裕がある施設	1
イ 第2項定期点検を実施しなければならない施設に該当しない施設（野外活動センター、高等技術専門学校）	2
合 計	45

(表1-(2)-2) 第2項定期点検を実施していなかった理由

態 様	該当数
ア 第2項定期点検が必要なことを知らなかった	4
イ 第2項定期点検が必要なことを知っていたが、過去から実施していなかったため、実施しなかった	2
ウ 時間に余裕がなく実施していなかった	3
エ 平成19年度まで県の技術職員により点検を実施していたが、その後実施していなかった。かねてより点検の重要性については認識しており、今年度外部委託によって実施予定である	14
オ 建築基準法第18条第18項に規定する検査済証の交付から6年以内であり（建築基準法施行規則第5条の2第2項）、第2項定期点検を実施する期限までに期間の余裕があるため	1
合 計	24

第2項定期点検等の実施していなかった事例を示すと、次のとおりである。

【事例1】

県立学校では、平成19年度まで教育委員会の技術職員により、第2項定期点検及び建築基準法第12条第4項の定期点検を実施していたが、技術職員がいなくなったため、その後両点検を実施していなかった。

教育委員会の学校支援課では、かねてから点検の重要性を認識していたため、県立学校を3つに分けて平成29年度から順次第2項定期点検を外部委託により実施している。

今回の行政監査の調査時点では、監査の対象とした24の高等学校、特別支援学校及び寄宿舍のうち、14施設が平成28年度から平成30年度までの間に第2項定期点検を実施していなかった。

(3) 建築設備等の点検（建築基準法第12条第4項に基づく定期点検）の概要

都道府県の長等は、建築基準法第12条第4項の規定に基づき、都道府県等が所有し、又は管理する建築物の建築設備等（排煙設備、換気設備等）について、原則として1年以内ごとに、「建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）の定期検査報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」（平成20年国土交通省告示第285号）等で示されている点検項目等に応じて、一級建築士又は二級建築士等の有資格者による建築設備等の損傷、腐食、劣化の状況等に係る点検（以下「第4項定期点検」という。）を実施しなければならないこととされている。

監査の対象とした県が所有する45施設のうち、42施設が第4項定期点検を実施しなければならない施設に該当し、3施設が該当しない。

(4) 建築設備等の点検（第4項定期点検）の実施状況及び第4項定期点検を実施していなかった理由

① 第4項定期点検の実施状況

第4項定期点検を実施しなければならない42施設の建築設備等について、第4項定期点検の実施状況を調査したところ、表1-(4)-1のとおり、第4項定期点検を実施していた施設が13施設となっていた一方、第4項定期点検を実施していなかった施設が3施設、一部の設備について第4項定期点検を実施していなかった施設が26施設となっていた。

② 第4項定期点検を実施していなかった理由

計29施設で第4項定期点検を実施していなかった理由を調査したところ、表1-(4)-2のとおり、「第4項定期点検が必要なことを知らなかった。」とする施設が3施設、「第4項定期点検が必要なことを知っていたが、過去から実施していなかったため、実施しなかった」とする施設が25施設、「時間に余裕がなく実施できなかった」とする施設が1施設となっていた。

なお、「時間に余裕がなく実施できなかった。」とする1施設（民俗博物館）では、令和元年度に同点検を実施する予定であるとしている。

(表1-(4)-1)第4項定期点検の実施状況

態 様	該当数
ア 第4項定期点検を実施しなければならない建築設備等に該当する施設	42
(ア) 第4項定期点検を実施していた施設	13
(イ) 第4項定期点検を実施していなかった施設	3
(ウ) 第4項定期点検のうち、一部の設備について実施していないものがある施設	26
イ 第4項定期点検を実施しなければならない建築設備等に該当しない施設（うだ・アニマルパーク動物学習館、野外活動センター、高等技術専門校）	3
合 計	45

(表1-(4)-2)第4項定期点検を実施していなかった理由

態 様	該当数
ア 第4項定期点検が必要なことを知らなかった	3
イ 第4項定期点検が必要なことを知っていたが、過去から実施していなかったため、実施しなかった	25
ウ 時間に余裕がなく実施できなかった	1
合 計	29

2 消防訓練等の実施

令和元年度、京都市及び那覇市において大規模な火災が発生し、県においても野外活動センターの工作室棟で火災が発生しており、県では火災に対する危険性を再認識し、消防訓練により利用者の安全を図り、被害拡大を防止する取組を行うことが重要となっている。

(1) 消防法に基づく防火管理制度

消防法第8条第1項の規定により、多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物の管理権限者は、建物の用途、延べ面積等により、一定の資格を有する者から防火管理者を定め、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防の用に供する設備等の点検、火気の使用等に関する監督、収容人員の管理等防火管理上必要な業務を行わせなければならないこととされている。

防火管理者を定めなければならない施設は、消防法施行令（昭和36年政令37号）別表第一に記載されている防火対象物のうち、同施行令第1条の2第3項の規定により、公会堂、集会場、児童自立支援施設、特別支援学校等は収容人員が30人以上、寄宿舍、図書館、高等学校等は収容人員が50人以上のものなどが対象とされている。

監査の対象とした45施設のうち、43施設が防火管理者を定めなければならない施設(注1)に該当する。

防火管理者は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条第1項の規定により、消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関することなど防火管理に係る消防計画を作成し、消防法施行令第3条の2第1項の規定により、消防署へ届け出をし、同条第2項の規定により、当該消防計画に基づいて、消火、通報及び避難の訓練を実施しなければならないこととされている。

また、防火対象物は、不特定多数の人が利用する施設又は火災が発生したときに援護が必要な人が利用する施設として、公会堂、児童自立支援施設、特別支援学校等が特定防火対象物、それ以外の寄宿舍、図書館、高等学校等が非特定防火対象物とされている。

監査の対象とした45施設のうち、防火管理者を定めなければならない特定防火対象物に該当する施設が17施設、防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物に該当する施設が26施設(注1)となっている。

(表2-(1)) 監査の対象とした施設の分類

態 様		
	ア 該当する施設数	イ 該当しない施設数
防火管理者を定めなければならない施設	43	2
消防計画を作成しなければならない施設	43	2
消火、通報及び避難の消防訓練を実施しなければならない施設	43	2
うち防火管理者を定めなければならない特定防火対象物に該当する施設	17	
うち防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物に該当する施設	26	

(注1) 監査の対象とした馬見丘陵公園の公園館と研修棟は、建物の設置されている場所により管轄の消防署が違い、公園館は消防法施行令別表一の(八)、(十六)口の防火対象物に該当し、収容人員が50名以上のため、防火管理者を定め、消防計画を作成しなければならない施設に該当し、また、研修棟は消防法施行令別表一の(一)口の防火対象物に該当し、収容人員が30名未満のため、防火管理者を定め、消防計画を作成しなければならない施設に該当しない。集計上、馬見丘陵公園については、防火管理者を定めなければならない施設、消防計画を作成しなければならない施設、消火、通報及び避難の消防訓練を実施しなければならない施設、防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物に該当する施設として、それぞれに計上している。

(2) 消防計画の作成及び消防署への届け出の状況

消防法第8条第1項の規定により、防火管理者を定め、消防計画の作成をしなければならない43施設について、消防法施行令第3条の2第1項に基づく消防計画の作成及び届出の状況を調査したところ、表2-(2)のとおり、43施設全てで消防計画を作成し、消防署へ届け出をしていた。

(表2-(2))消防計画の作成及び消防署への届け出の状況

態 様	該当数
ア 消防法第8条第1項に規定する防火管理者を定め、消防計画を作成しなければならない施設に該当する施設	43
(ア) 作成し、届け出をしていた施設	43
(イ) 作成していなかった施設	0
イ 消防法第8条第1項に規定する防火管理者を定め、消防計画を作成しなければならない施設に該当しない施設（高等学校総合寄宿舍かぐやま寮、五條高等学校藤花寮）	2
合 計	45

(3) 特定防火対象物の消防訓練の実施状況

防火管理者を定めなければならない特定防火対象物の防火管理者は、消防法施行規則第3条第10項の規定により、年2回以上の消火訓練及び年2回以上の避難訓練を実施しなければならないこととされている。

そこで、防火管理者を定めなければならない特定防火対象物である17施設（注2）の消火訓練及び避難訓練の実施状況（総合訓練（注3）を含む。）を調査したところ、表2-(3)のとおり、年2回以上の消火訓練及び年2回以上の避難訓練を実施していた施設が11施設となっていた一方、年1回しか消火訓練及び避難訓練を実施していなかった施設が2施設、年2回避難訓練を実施しているものの消火訓練を全く実施していなかった施設が3施設、年3回避難訓練を実施しているものの消火訓練は年1回しか実施していなかった施設が1施設で計6施設が年2回以上の消火訓練又は年2回以上の避難訓練を実施していなかった。

6施設で法令に規定された回数又は内容の訓練の一部を実施していなかった理由は、「年2回以上の消火訓練及び年2回以上の避難訓練を実施しなければならないことを知らなかった。」とする施設が5施設、「年2回以上の消火訓練及び年2回以上の避難訓練を実施しなければならないことを知っていたが、過去から実施していなかった。」とする施設が1施設となっていた。

(表2-(3)) 特定防火対象物の消防訓練の実施状況

態 様		該当数
ア 防火管理者を定めなければならない特定防火対象物に該当する施設		17
(ア) 年2回以上の消火訓練及び年2回以上の避難訓練を実施していた施設		11
(イ) 年2回以上の消火訓練又は年2回以上の避難訓練を実施していなかった施設		6
実か 施っ した て理 い由 な	a 年2回以上の消火訓練及び年2回以上の避難訓練を実施しなければならないことを知らなかったため	5
	b 年2回以上の消火訓練及び年2回以上の避難訓練を実施しなければならないことを知っていたが、過去から実施していなかったため	1
合 計		17

(注2) 防火管理者を定めなければならない特定防火対象物に該当する17施設
文化会館、橿原文化会館、外国人観光客交流館、心身障害者福祉センター、中央こども家庭相談センター、精華学院、野外活動センター、橿原公苑、競輪場、奈良労働会館、産業会館、奈良春日野国際フォーラム、奈良西養護学校、二階堂養護学校、高等養護学校、西和養護学校、大淀養護学校

(注3) 総合訓練とは、火災発生から消火、通報、避難を取り入れた一連の流れで行う訓練をいう。

特定防火対象物の消防訓練について、法令に規定された回数又は内容の訓練の一部を実施していなかった事例を示すと、次のとおりである。

【事例2】

西和養護学校は、上牧町にある特別支援学校で、令和元年5月1日時点で、小学部59人、中学部53人、高等部112人の合計224名の生徒が在籍している。

西和養護学校は、消防法施行規則第3条第10項の規定により年2回以上の消火訓練及び年2回以上の避難訓練を実施しなければならない施設に該当するが、「年2回以上の消火訓練及び年2回以上の避難訓練を実施しなければならないことを知らなかったため。」という理由で、年2回の避難訓練は実施していたものの、消火訓練を全く実施していなかった。

また、精華学院、競輪場、奈良西養護学校、二階堂養護学校及び高等養護学校も同規則第3条第10項に規定された回数又は内容の訓練の一部を実施していなかった。

(4) 非特定防火対象物の消防訓練の実施状況等

防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物の消防訓練については、特定防火対象物のように法令規則では必要回数が規定されていないが、特定防火対象物と同様に防火管理者は、消防法施行規則第3条第1項の規定により、消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関する事など防火管理に係る消防計画を作成し、消防法施行令第3条の2第2項の規定により、当該消防計画に基づいて、消火、通報及び避難の訓練を実施しなければならないこととされている。

そして、奈良県広域消防組合消防本部、奈良市消防局及び生駒市消防本部に必要回数について確認をしたところ、「年1回以上消火、通報及び避難の各訓練が必要である。(注4)」とのことである。

そこで、防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物に該当する26施設(注5)について消防訓練の実施状況及び消防計画上の消防訓練の記載状況を調査したところ、表2-(4)のとおり、消防計画に消火、通報及び避難の訓練の全て(総合訓練を含む。)を実施するように記載していた施設が19施設、消防計画に消火、通報及び避難の訓練の全てを実施するように記載していなかった(いずれかの訓練を実施するように記載していた)施設が7施設となっていた。

消防計画に消火、通報及び避難の訓練の全てを実施するように記載していた19施設のうち、年1回以上消火、通報及び避難の訓練の全て(総合訓練を含む。)を実施していた施設が9施設(注4)となっていた一方、消火、通報又は避難の訓練のいずれかを実施していなかった施設が4施設、消火、通報及び避難の訓練を全く実施していなかった施設が6施設となっていた。

6施設で消火、通報及び避難の訓練を全く実施していなかった理由は、「教育訓練期間中は、カリキュラム上、時間が設定できなかった。教育訓練期間外は、職員が少数で速やかに行動ができるため実施しなかった。」、「職員用防災マニュアルが未作成で、作成後に訓練を実施する予定である。」等としていた。

消防計画に消火、通報及び避難の訓練の全てを実施するように記載していなかった(いずれかの訓練を実施するように記載していた)7施設では、消火、通報又は避難の訓練のいずれかを実施していなかった。

以上のとおり、消防、通報又は避難の訓練のいずれかを実施していなかった施設は、上記の4施設及び7施設で計11施設となっていた。

(表2-(4))非特定防火対象物の消防訓練の実施状況等

態 様		該当数
ア 防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物に該当する施設		26
(ア) 消防計画に消火、通報及び避難の訓練の全てを実施するよう記載していた施設		19
a 消火、通報及び避難の訓練の全てを実施していた施設		9
b 消火、通報又は避難の訓練のいずれかを実施していなかった施設		4
c 消火、通報及び避難の訓練を全く実施していなかった施設		6
実 施 理 由	(a) 【消防学校】教育訓練期間中は、カリキュラム上、時間が設定できなかった。教育訓練期間外は、職員が少数で速やかに行動ができるため実施しなかった。	1
	(b) 【うだ・アニマルパーク動物学習館】職員用防災マニュアルが未作成で、作成後に訓練を実施する予定である。	1
	(c) 【榎原考古学研究所附属博物館】消防訓練の実施計画詳細の作成に苦慮しており、実施にいたっていないが、早急に実施する。	1
	(d) 【民俗博物館】過年度においては実施していたが、平成30年度においては、時間に余裕がなく実施できなかった。今年度は実施予定である。	1
	(e) 【馬見丘陵公園公園館】訓練の実施が必要なのは分かっていたが、過去から実施していなかったため	1
	(f) 【香芝高等学校】平成30年7月11日に避難訓練を実施する予定であったが、前週に台風が来た為に期末考査が一部実施できず、試験日程が翌週にずれ込んだ。学校行事が錯綜していたため、再度の訓練の日程調整が困難であった。なお、前年度は避難訓練を実施した。	1
(イ) 消防計画に消火、通報及び避難の訓練の全てを実施するよう記載していなかった施設（いずれかの訓練を実施するよう記載していた施設）		7
d 消火、通報又は避難の訓練のいずれかを実施していなかった施設		7

(注4) 生駒市消防本部では、消火訓練、通報訓練及び避難訓練を年に1回以上総合訓練として実施するように指導している。なお、生駒市にある生駒高等学校及び奈良北高等学校は年に1回総合訓練を実施している。

(注5) 防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物に該当する26施設：消防学校、うだ・アニマルパーク動物学習館、美術館、橿原考古学研究所附属博物館、万葉文化館、民俗博物館、図書情報館、高等技術専門校、馬見丘陵公園公園館、奈良朱雀高等学校等16の県立高等学校、十津川高等学校顕彰寮・清香寮（高等学校総合寄宿舍かぐやま寮及び五條高等学校藤花寮は、防火管理者を定める必要がない非特定防火対象物）

施設の防火管理に、積極的に取り組んでいる参考事例を示すと、次のとおりである。

【参考事例1】

高等学校総合寄宿舍かぐやま寮は、曾爾村、御杖村、黒滝村等の交通条件に恵まれない山間地に住所を有する等通学に困難な事情のある高等学校の生徒のために、橿原市に設置された定員48名の施設である。

同施設は、防火管理者を定めなければならない施設には該当せず、県には、消防訓練を実施しなければならないという消防法上の義務はないものの、生徒の安全確保等のため、年に1回避難訓練を実施していた。

(5) 消防用設備等の点検（消防法第17条の3の3に基づく点検）の実施状況

消防法施行令別表第一に規定する防火対象物の関係者は、収容人員にかかわらず、消防法第17条の3の3に基づく消防用設備等点検を、「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」（平成16年消防庁告示第9号）等に定められた方法により、定期的を実施しなければならないこととされている。また、公会堂、集会場等の延べ面積1,000㎡以上の防火対象物については、消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させなければならないこととされている。

そこで、消防法第17条の3の3に基づく消防用設備等点検を実施しなければならない施設に該当するか、また、消防用設備等点検の実施状況について調査したところ、監査の対象とした45施設全てが消防用設備等点検を実施しなければならない施設に該当し、全ての施設で消防用設備等点検を実施していた。

3 日常点検等

(1) 県有建築物に係る営繕・保全説明会等への参加状況

県有建築物の保全指導に関することを所管している県有施設営繕課では、毎年、施設の所管課及び施設管理者等を対象とし、施設の計画的な整備や適切な保全業務を支援するために、営繕・保全説明会を実施している。同説明会では、建築物のライフサイクル及び保全、施設の耐震化の推進、建築基準法第12条に基づく定期報告制度等について説明をしている。また、民間団体による建築物の維持・保全等の研修会も開催されている。各施設の施設管理担当職員等は、適切な施設管理を行うための必要な知識を習得するために、同課の説明会等に積極的に参加することが重要である。

そこで、監査の対象とした45施設について施設管理担当職員等の同説明会等への参加状況（平成30年度に限らず、過年度及び平成31年度を含む。）を調査したところ、表3-(1)のとおり県有施設営繕課主催の「県有建築物に係る営繕・保全説明会」に職員が参加していた施設が32施設となっていた一方、参加していなかった施設が13施設となっていた。

(表3-(1)) 県有建築物に係る営繕・保全説明会等への参加状況

態 様	該当数
ア 県有施設営繕課主催の「県有建築物に係る営繕・保全説明会」に職員が参加していた施設	32
イ ア以外の建物の保全、維持、メンテナンス方法等を目的とした研修又は説明会に職員が参加していた施設	0
ウ 参加していなかった施設	13
合 計	45

(2) 年度保全計画等の作成状況

県有施設営繕課では、施設管理者が管理、維持保全、改修等を適正かつ効率的に行い、既存施設を良質なストックとして活用できるよう「所管課・施設管理者のための県有建築物の保全の手引き（平成29年6月 営繕課・営繕プロジェクト推進室）」を作成している。

同手引きでは、施設管理者は、保全費用を予測し、保全を計画的に実施するための保全計画を立案することが重要であるとし、保全計画の一つとして年度保全計画を掲げている。年度保全計画の作成を施設管理者に義務づけてはいないものの、年度保全計画は当該年度の日常の維持管理、点検保守及び修繕に関する計画を立案するものとして、保守点検、清掃の作業の名称、点検回数等を記載する年度保全計画表の参考例を示している。

そこで、年度保全計画の作成状況を調査したところ、表3-(2)のとおり、年度保全計画を作成していた施設が2施設、年度保全計画に代わるものを作成していた施設が13施設となっていた一方、作成していなかった施設が30施設となっていた。

30施設で年度保全計画を作成していなかった理由は、「年度保全計画を作成することを知らなかった」とする施設が18施設、「作成する時間的な余裕がなかった」とする施設が9施設等となっていた。

(表3-(2))年度保全計画等の作成状況

態 様		該当数
ア 年度保全計画を作成していた施設		2
イ 手引きに記載されている年度保全計画ではないが、年間の維持修繕、点検等のスケジュール、実施内容等を記載したものを作成していた施設		13
ウ 年度保全計画を作成していなかった施設		30
作成 し て い な か っ た 理 由	(ア) 年度保全計画を作成することを知らなかった	18
	(イ) 作成する時間的な余裕がなかった	9
	(ウ) その他	3
	a【消防学校】小規模施設であり、保全計画は把握しているため	1
	b【榎原考古学研究所附属博物館】建築年次が古い施設のため、故障箇所の修理・修繕に追われ、計画等が作成できていない。計画的な点検及び日常点検結果を反映させた年度保全計画を策定する。	1
c【法隆寺国際高等学校】浄化槽保守管理点検は月4回（ほぼ毎週金曜日）の定期点検を予めスケジュールリングしている。また、自家用電気設備点検の年1回の法定点検、消防設備点検の年2回の点検は、学校の行事予定に組み込んで管理している。	1	
合 計		45

(3) 施設の日常的な点検の実施状況

利用者の安全を図るために、日常的に施設に問題がないかを点検し、不具合等の問題があった場合には、修繕等の対応を迅速に行うことが重要である。

そこで、各種法令の規定に基づき行われる施設の点検以外で、自主的に行う施設の点検（以下「日常点検」という。）（学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第29条に基づく日常的な点検を含む。以下同じ）をどの程度の頻度で実施しているか調査したところ、表3-(3)のとおり、毎日実施していた施設が26施設、週1回実施していた施設が2施設、月1回実施していた施設が14施設等となっており、全ての施設で施設の日常点検を実施していた。

(表3-(3))施設の日常点検の実施状況

態 様	該当数
ア 日常点検を実施していた施設	45
(ア) 毎日実施していた施設	26
(イ) 週1回実施していた施設	2
(ウ) 週2, 3回実施していた施設	2
(エ) 月1回実施していた施設	14
(オ) その他	1
a【心身障害者福祉センター】定期的ではなく地震・荒 天等の翌日や随時に行う	1
イ 日常点検を実施していなかった施設	0
合 計	45

(4) 施設の日常点検用のチェックリスト等の作成状況

日常点検の項目、実施頻度、点検を実施した担当者及び日時等を記載したチェックリストを活用することにより、日常点検に要する時間を削減し、点検漏れ等のミスを防ぎ、担当者により点検項目が区々とならないようにする等事務を改善することができる。そのため、各施設では、施設の利用状況等を踏まえて、積極的に日常点検のチェックリストを作成し、活用することが有用である。

そこで、日常点検用のチェックリスト又は点検項目一覧表を作成しているか調査したところ、表3-(4)のとおり、作成していた施設が18施設となっていた一方、作成していなかった施設が27施設となっていた。

チェックリスト等を作成してなかった施設では、職員同士で日常点検の項目を口頭で確認したり、教職員ごとに管理している箇所を細かく確認をしたりするなどして日常点検を実施していた。

(表3-(4))施設の日常点検用のチェックリスト等の作成状況

態 様	該当数
ア チェックリスト等を作成していた施設	18
イ チェックリスト等を作成していなかった施設	27
合 計	45

(5) 日常点検に係る実施状況の記録

日常点検の実施状況を記録しておくことにより、いつ、誰が、どのような内容の点検を実施したか、不具合がいつ頃から発生しているか、複数回にわたり繰り返し生じているか、同一の不具合が施設の他の箇所でも発生しているかなどを客観的に時系列的に確認ができ、記録した結果をその後の保全や修繕に活用することが可能となる。そのため、各施設では、日常点検の実施状況を記録することが有用である。

そこで、日常点検の実施状況を記録しているか調査したところ、表3-(5)のとおり、記録していた施設が26施設となっていた一方、記録していなかった施設が19施設となっていた。

(表3-(5)) 日常点検に係る実施状況の記録

態 様	該当数
ア 日常点検の実施状況を記録していた	26
イ 日常点検の実施状況を記録していなかった	19
合 計	45

施設の日常点検について、積極的に取り組んでいる参考事例を示すと、次のとおりである。

【参考事例2】

奈良春日野国際フォーラムは、伝統芸能の振興、国際交流の促進等を図り、県民文化の向上に資するため、奈良市内に設置された施設であり、能楽ホール、レセプションホール等がある。平成30年度には9万人以上の来館者が利用している。

同施設では、施設管理の年間計画を作成し、業務内容、担当者、実施時期を記載していた。また、日常点検、週間点検、月間点検ごとに確認する項目を記載した様式を作成し、点検した内容を記録したものを他の係員が確認印を押し、情報を共有していた。

(注)6 観光による来館者数、なら燈花会及びなら瑠璃会の来館者数を除く。

(6) 日常点検で確認している内容

施設によって、立地場所、用途、使用状況等が異なるため、各施設ごとに使用状況等を踏まえて、日常点検を実施することが求められる。

そこで、日常点検を実施している45施設での日常点検の項目を調査したところ、表3-(6)のとおり、主な項目は、窓ガラス等にひび割れ等の損傷がないか(43施設で実施)、天井等で雨漏り、漏水等の損傷がないか(41施設で実施)、内壁、外壁の剥落、浮き、落下しそうな箇所、ひびがないか(内壁、外壁の点検)(40施設で実施)などとなっていた。
(複数回答あり)

(表3-(6)) 日常点検の点検項目

態 様	実施施設数
ア 日常点検を実施していた施設	45
(ア) 窓ガラス等にひび割れ等の損傷がないか	43
(イ) 天井等で雨漏り、漏水等の損傷がないか	41
(ウ) 内壁、外壁の剥落、浮き、落下しそうな箇所、ひびがないか(内壁、外壁の点検)	40
(エ) 床材のはがれ、ひび割れ、床の沈下箇所等がないか	39
(オ) 階段やスロープ等の手すりのぐらつき、腐食等の損傷がないか	35
(カ) 敷地内の排水溝、側溝、集水桝等に土砂、落葉、ゴミ等が堆積していないか	32
(キ) 倒れそうな樹木がないか	28
(ク) 門、フェンス、塀に傾き等の損傷がないか	22
(ケ) 擁壁にひび割れや亀裂等の損傷がないか	17
(コ) 屋上の排水溝等に落葉、ゴミ等が堆積していないか、雑草等の植物等により防水層を損傷していないか等(屋上の点検)	14
(サ) 防球ネットや遊具のぐらつき、腐食等の損傷がないか	10
(シ) その他	10
a【生駒高等学校、奈良北高等学校】トイレの排水等の点検	2
b【万葉文化館】機械設備や電気設備等	1
c【野外活動センター】雑草が繁茂していないか	1
d【高等学校総合寄宿舍かぐやま寮】非常口が確保されて	1

	いるか。火災報知器、消火器に破損等ないか等	
e	【法隆寺国際高等学校】 照明器具の異常	1
f	【畝傍高等学校】 建具の開閉不良がないか	1
g	【高田高等学校】 トイレ点検、蛍光灯点検	1
h	【奈良西養護学校】 修理が必要な箇所がないか確認している。火災・地震に関して、安全を妨げる要因がないか確認している。	1
i	【高等養護学校】 全ての消火器に担当を決めており、各学期に一度、点検を行い、点検票により健康安全部長に報告している。	1

4 施設の不具合（耐震以外）への対応

(1) 施設の不具合により利用者等が怪我をした事案の発生状況及び不具合への対応等

① 施設の不具合により利用者等が怪我をした事案の発生状況

利用者等が安全に施設を利用できるようにすることが施設の管理において重要である。

そこで、監査の対象とした45施設において、平成26年度以降に施設の不具合により利用者等が怪我をした事案があるか調査したところ、表4-(1)-1のとおり、利用者等が怪我をした事案が発生した施設が4施設となっていた。

(表4-(1)-1)施設の不具合により利用者等が怪我をした事案の発生状況

態 様	該当数
ア 施設の不具合により利用者等が怪我をした事案が発生した施設	4
(ア)【文化会館 平成31年度】通行者が前庭の通路の凸凹で転倒し、擦り傷と打ち身を負った	1
(イ)【万葉文化館 平成30年度】利用者が石畳の目地に空いた隙間につまづいて転んだ	1
(ウ)【橿原公苑 平成27年度】利用者が第2体育館を剣道で使用中に、床のささくれが足に刺さり、医療機関にて手術により除去された	1
(エ)【奈良北高等学校 平成28年度】生徒が体育館の床ヒビが入った箇所で擦過傷になった	1
イ 施設の不具合により利用者等が怪我をした事案が発生したことがない施設	41
合 計	45

② 施設の不具合により利用者等が怪我をした事案が発生した施設における不具合への対応等

施設の不具合により利用者等が怪我をした事案が発生した4施設で、事案の発生前に日常点検等により怪我の原因となった不具合を把握していたか、把握していた場合注意喚起等の対応をとっていたか、事案の発生後にその不具合に対してどのような対応をとったかを調査したところ、表4-(1)-2のとおりとなっていた。事案が発生する前に施設の不具合を把握していたかについては、把握していたものが2件、施設の不具合を把握していなかったものが1件、通路の一部の舗装に割れや凹凸のあることは把握していたが、今回の箇所で事故が発生するかもしれないという認識はなかったものが1件となっており、不具合を把握していた場合の注意喚起等の対応については、対応をとっていたものが2件、対応をとっていなかったものが1件となっていた。

また、事案の発生後に不具合に対してどのような対応をとっていたかについては、事案の発生時期が平成27年度から平成30年度までの間のものでは修繕済みとなっており、平成31年度に事案が発生したものではカラーコーンによる注意喚起をし、令和元年中に修繕予定となっていた。(令和元年10月現在)

(表4-(1)-2)施設の不具合により利用者等が怪我をした事案が発生した施設における不具合への対応等

態 様	
文化会館における状況（平成31年度に事案が発生）	
怪我が発生する前に日常点検等で施設の不具合を把握していたか	把握できていなかった
把握していた場合、対応をとっていたか	対応をとっていなかった
事案の発生後、その不具合に対してどのような対応をとったか	カラーコーンによる注意喚起を講じた。令和元年中に修繕予定
万葉文化館における状況（平成30年度に事案が発生）	
怪我が発生する前に日常点検等で施設の不具合を把握していたか	把握していた
把握していた場合、対策をとっていたか	砂で埋めていた
事案の発生後、その不具合に対してどのような対策をとったか	隙間を石で埋めたり、セメントを流し込んだりした
樫原公苑（平成27年度に事案が発生）	
怪我が発生する前に日常点検等で施設の不具合を把握していたか	把握できていなかった
事案の発生後、その不具合に対してどのような対応をとったか	複数の職員により床全体を点検し、同様の事例が起きないように不具合箇所を全て補修修繕した
奈良北高等学校（平成28年度に事案が発生）	
怪我が発生する前に日常点検等で施設の不具合を把握していたか	把握していた
把握していた場合、対応をとっていたか	生徒等に対して教師等から口頭で注意喚起を促していた
事案の発生後、その不具合に対してどのような対応をとったか	床補修工事を実施した

施設の不具合により利用者等が怪我をした事案が発生した事例を示すと、次のとおりである。

【事例3】

榎原公苑は、一般公衆の体育及び文化に関する関心を高め、その普及と向上発展を図るため、榎原市及び明日香村に設置された施設である。

同施設には相撲場、弓道場、陸上競技場、野球場、体育館等があり、平成30年度は27万人以上が利用している。

同施設では、平成28年3月に利用者が第2体育館を剣道で使用していた際に、床のささくれが足に刺さり、医療機関にて手術により除去したという事案が発生した。その後、複数の職員により床全体を点検し、同様の事例が起きないように不具合箇所を全て補修修繕した。

(2) 利用者等が怪我をするおそれがある施設の不具合で令和元年中に修繕できないものとその理由及び対応状況

① 利用者等が怪我をするおそれがある施設の不具合で令和元年中に修繕できないもの

施設の不具合には軽度なものから、危険性の高いものまで様々なものがある。前記のとおり、利用者等が安全に施設を利用できるようにすることが施設管理において重要であり、危険性が高いものは速やかな修繕が必要である。

そこで、利用者、周辺住民、通行人等が怪我をするおそれがある施設の不具合（耐震性に関するものは除く。）について、令和元年中に修繕できないものがあるか調査したところ、表4-(2)-1のとおり、16施設で該当があり、その不具合の内容の主なものは、壁の剥落、深いひびが7施設、外周フェンス、門又は堀の傾き等の損傷が6施設、倒れる可能性が高い樹木が3施設等となっていた。（令和元年6月現在）
（複数回答あり）

② 利用者等が怪我をするおそれがある施設の不具合で令和元年中に修繕できない理由

16施設で利用者等が怪我をするおそれがある施設の不具合を令和元年中に修繕できない理由を調査したところ、表4-(2)-2のとおり、「平成30年度より予算を要求しているが、修繕等の予算が認められないため。」とする施設が4施設、「危険性等に応じて優先順位をつけて、順番に対応しているため。」とする施設が11施設等となっていた。

③ 利用者等が怪我をするおそれがある施設の不具合で令和元年中に修繕できないものに対する対応状況

利用者等が怪我をするおそれがある不具合で令和元年中に修繕できないものがあるとした16施設について、その不具合に対してどのような対応をしているか調査したところ、表4-(2)-3のとおり、応急的な修繕をしているとする施設が6施設、張り紙やカラーコーン等で注意喚起しているとする施設が11施設等となっており、全ての施設で対応をとっていた。（令和元年10月現在）（複数回答あり）

(表4-(2)-1)利用者等が怪我をするおそれがある施設の不具合で令和元年中に修繕できないもの

態 様	該当数
ア 該当する施設数	16
(ア) 壁の剥落、深いひび	7
(イ) 外周フェンス、門又は塀の傾き等の損傷	6
(ウ) コンクリート内部の鉄筋が露出している	3
(エ) 倒れる可能性が高い樹木がある	3
(オ) 床に沈下箇所がある	2
(カ) 階段やスロープ等の手すりのぐらつき等の損傷	2
(キ) 天井板(材)の剥がれ、落下しそうな損傷	1
(ク) 擁壁の亀裂、傾き	1
(ケ) その他	4
a 【樫原文化会館】外壁タイル面の浮きがあり、今後時間の経過により劣化部から雨水等が侵入し外壁面のタイルが落下する恐れがある。	1
b 【高等学校総合寄宿舍かぐやま寮】敷地内通路の端に20cm×10cmの陥没がある。隣接部分は平成18～19年度にかけて陥没があり、修繕している。今後範囲が広がる可能性がある。	1
c 【登美ヶ丘高等学校】体育館の床が歪んでいる	1
d 【畝傍高等学校】新南館東側外階段の腐蝕、第三倉庫の屋根瓦損傷	1

(表4-(2)-2)利用者等が怪我をするおそれがある施設の不具合で令和元年中に修繕できない理由

態 様	該当数
ア 該当する施設数	16
(ア) 平成30年度より予算を要求しているが、修繕等の予算が認められないため	4
(イ) 危険性等に応じて優先順位をつけて、順番に対応しているため	11
(ウ) その他	1
a 【消防学校】消防学校の老朽化対策として所管課と検討していく	1
合 計	16

(表4-(2)-3)利用者等が怪我をするおそれがある施設の不具合で令和元年中に修繕できないものに対する対応状況

態 様	該当数
ア 該当する施設数	16
(ア) 応急的な修繕をしている。	6
(イ) 張り紙やカラーコーン等で注意喚起している。	11
(ウ) 立入禁止としている。	6
(エ) 利用者（生徒等）に対して職員等から口頭で注意喚起を促している。	12
(オ) その他の対応をしている。	7
a【文化会館】剥離やひびに進行が見られないか、職員が巡視による経過観察を行っている。	1
b【櫃原文化会館】出入口付近については、応急対策として脱落防止ネットを敷設している。その他、人が立ち入るところには対策としてトラテープ等で立入禁止としている。	1
c【畝傍高等学校】シートをかぶせ屋根瓦が落下しないようにしている。	1
d【桜井高等学校】 ・校舎全体にひび等が入っているが、今すぐに崩壊の恐れはないと思われるので、日常、目視点検している。 ・コンクリート内部の鉄筋が露出しているが、今すぐコンクリートが剥落する恐れはないと思われるので、日常、目視点検している。 ・小・中樹木について、今年度、他の工事に付随して一部伐採を行った。残っているものについては、台風などによる倒木の恐れがないか、樹木の枯れなどを目視点検している。	3
e【高田高等学校】外周フェンスが老朽化のため傾いてきている。学校の植木がフェンスを圧迫してきてフェンスが傾いていると考えられるため適宜植木の枝を切っている。	1
(カ) 何もしていない	0

5 耐震対策が必要な施設の状況

(1) 施設の耐震性

県は、平成19年3月に平成19年度から平成27年度までの9カ年計画である「奈良県耐震改修促進計画」を策定し、平成28年3月に平成28年度から令和2年度までの5カ年の計画として同計画を改定し、令和2年度までに県有建築物の耐震化率を95%以上とすることを目標としている。

そして、上記の奈良県耐震改修促進計画における県有建築物の耐震化率の目標を達成するために、平成19年度に県有建築物の耐震改修プログラムを作成し、平成20年度から同プログラムに基づき本格的に県有建築物の耐震化を推進している。また、平成31年2月に県有施設等耐震検討チームを設置し、建築構造系、地震防災系の専門家をアドバイザーとして委嘱し、対策、措置等について意見を聴取し、それを踏まえた上で、対応方針を策定するなどしている。

そこで、監査の対象とした45施設の耐震性について調査（建築物のうち、軽微な建築物、単独の公衆便所等を除く。）したところ、表5-(1)のとおり、45施設のうち、全ての棟が耐震性能を有する棟（注7）となっている施設は32施設、耐震対策が必要な棟（注8）がある施設は13施設となっていた。（令和元年6月現在）

なお、耐震対策が必要な棟がある13施設のうち、精華学院は、「耐震対策が必要な2棟を使用しておらず、隣接する建物がないことから具体的な対応をとる予定がない。」としているため、精華学院を除いた12施設を監査の対象とした。

(表5-(1))施設の耐震性

態 様	該当数
ア 全ての棟が耐震性能を有する棟となっている施設	32
イ 耐震対策が必要な棟がある施設	13(12)
合 計	45

(注7)「耐震性能を有する棟」には、①昭和56年以前に建設された建物のうち、耐震診断結果若しくは耐震改修実施後、防災上の耐震性能を有する建築物、②昭和56年以前に建設された建物のうち、耐震診断結果若しくは耐震改修実施後、IS値0.6以上の耐震性能を有する建築物又は上部構造評点1.0以上を有する建築物、③昭和56年以降に建設された建築物（昭和56年6月から適用された新耐震基準による建築物）が該当する。

(注8)「耐震対策の必要な棟」には、①昭和56年以前に建設された建物のうち、耐震診断結果が、IS値0.6以上の耐震性能を有するものの耐震改修の必要な建築物（高等学校等）、②昭和56年以前に建設された建物のうち、耐震診断結果が、IS値0.3以上0.6未満の建築物又は上部構造評点0.7以上1.0未満の建築物、③昭和56年以前に建設された建物のうち、耐震診断結果が、IS値0.3未満の建築物又は上部構造評点0.7未満の建築物、④昭和56年以前に建設された建物のうち、耐震診断を実施していない建築物が該当する。

(2) 耐震対策が必要な棟がある施設における施設の利用制限の実施の有無及び利用制限をしていない理由

監査の対象とした45施設のうち、耐震対策が必要な棟がある施設は前記の精華学院を除いて12施設となっている。

そこで、耐震対策が必要な棟について利用制限を実施しているか調査したところ、表5-(2)のとおり、12施設のうち、利用制限を実施していた施設が6施設、利用制限を実施していなかった施設が6施設となっていた。(令和元年6月現在)

利用制限を実施していなかった理由は、県有施設等耐震検討チームにおける専門家の意見に基づくものなどとなっていた。(令和元年10月現在)

なお、奈良朱雀高等学校及び磯城野高等学校は、令和元年6月時点では利用制限を実施していなかったが、令和元年10月時点では施設の利用制限を実施している。

(表5-(2))耐震対策が必要な棟がある施設における施設の利用制限の実施の有無等

態 様	該当数
ア 耐震対策が必要な棟がある施設	12
(ア) 施設の利用制限を実施していた施設	6
a【消防学校】屋内訓練場は耐震基準を満たしていないため使用制限を実施し、旧室生高校の体育館を訓練場として使用している。	1
b【競輪場】施設の閉鎖、立入禁止としている。	1
c【生駒高等学校、郡山高等学校】使用停止としている。	2
d【奈良高等学校、高田高等学校】一部使用停止としている。	2
(イ) 施設の利用制限を実施していなかった施設	6
e【文化会館】(県有施設等耐震検討チームにおける専門家の意見に基づく)部分的な箇所の耐震性能が低いからといって直ちに施設全体が地震時に倒壊するわけではないと考えられるため。特に弱いとされた箇所については応急的耐震補強工事(令和元年11月29日完了予定)において補強中である。また、当該箇所を回避するような避難経路を掲示する対応を行っている。	1

	<p>f【美術館】（県有施設等耐震検討チームにおける専門家の意見に基づく）</p> <p>旧館、新館：弱いとされた箇所について応急的耐震補強工事（令和2年1月31日完了予定）により補強中であり、工事後は耐震性能の向上が見込まれるため。</p> <p>接続棟：整形な架構の鉄骨造で粘りも十分に期待でき、地震時に崩壊する心配はないと考えられるため。また当該箇所を回避するような避難経路を掲示する対応を行っている。</p>	1
	<p>g【民俗博物館】以前の耐震診断においては、耐震補強が望ましいとの結果であったが、専門家による詳細分析で、建築構造上「地震の揺れで直ちに崩壊する箇所はない」との結果を受け、利用制限は行わないこととした。ただし、耐震基準値を満たすため、今年度末より耐震補強工事を行い、併せて避難経路の明示を行っている。</p>	1
	<p>h【櫃原公苑】耐震化の修繕計画が既に来年度に決定しており、県の耐震化有識者委員会で諮られた際も、避難経路がはっきりしているため利用制限の必要まではないとなった。利用者に説明を行い、施設に避難経路の明示も行うことで使用を継続している。</p>	1
	<p>i【奈良朱雀高等学校】学校運営上、必要なため、平成31年度に応急補強工事を実施した上で、利用。うち1棟は令和元年9月から、もう1棟は令和2年1月から使用中止予定。（耐震工事を行うため、仮設校舎に移動）</p>	1
	<p>j【磯城野高等学校】学校運営上、必要なため。他校舎で代替機能を確認した上で、令和元年9月から使用中止。</p>	1
合 計		12

(3) 耐震対策が必要な棟についての今後の対応

耐震対策が必要な棟についての今後の対応を調査したところ、令和元年6月時点で表5-(3)のとおり、消防学校では本館及び屋内訓練場について県有施設等耐震検討チームで協議中である一方で、文化会館では令和元年度中に応急的耐震工事を行う予定、榎原公苑では令和2年に耐震補強工事を行う予定等となっており、具体的な対策を予定しているものがほとんどとなっていた。

なお、消防学校の本館は、令和元年7月31日の第4回県有施設等耐震検討チーム会議で応急補強工事を実施することとなり、来年度に工事を行う予定である。

(表5-(3))耐震対策が必要な棟についての今後の対応

態 様	該当数
ア 耐震対策が必要な棟がある施設	12
(ア)【消防学校】本館、屋内訓練場について、県有施設等耐震検討チーム会議で協議中。	1
(イ)【文化会館】令和元年度中に応急的耐震工事を行う予定。	1
(ウ)【美術館】令和元年度に応急的補強工事を行う予定。	1
(エ)【民俗博物館】令和元年度に耐震補強工事を開始する予定。	1
(オ)【榎原公苑】令和2年に耐震補強工事をする予定。	1
(カ)【競輪場】主要な棟は令和2年度に耐震改修工事を予定。耐震診断を行っていない棟については令和元年度に診断を行う予定。	1
(キ)【奈良朱雀高等学校】令和2年度まで耐震補強工事を実施。	1
(ク)【奈良高等学校】現在の計画では、3年後に移転予定である。移転までの間に使用するため、仮設校舎を建設中である。本館建物（管理特別教室棟）は、応急補強工事を施工中である。体育館は、木造仮設体育館の設置や近隣の代替施設により対応予定である。	1
(ケ)【生駒高等学校】令和元年度に耐震の設計委託し、令和2年度に耐震工事を実施する予定。	1
(コ)【郡山高等学校】令和2年度に屋内運動場を除却し、令和3年度に屋内運動場除却後の場所に特別教室を建て替えする予定。	1
(サ)【磯城野高等学校】令和2年度に建て替えする予定。	1
(シ)【高田高等学校】令和3年度まで耐震補強工事を順次実施する予定。	1
合 計	12

(4) 耐震対策（耐震補強工事、建替、移転、撤去等）を完了する予定の時期

耐震対策が必要な棟がある12施設について、耐震対策が完了する予定の時期を調査したところ、表5-(4)のとおり、令和2年度中に耐震対策を完了する予定の施設が5施設、令和3年度中に耐震対策を完了する予定の施設が3施設、令和4年度以降に耐震対策を完了する予定の施設が2施設、時期が確定していない施設が2施設となっていた。

時期が確定していない2施設は、対応を協議中の施設が1施設、主要な棟は令和2年度に耐震改修工事を行う予定で、耐震診断を行っていない棟は今年度に診断を行う予定の施設が1施設となっていた。（令和元年6月現在）

(表5-(4))耐震対策（耐震補強工事、建替、移転、撤去等）を完了する予定の時期

態 様	該当数
ア 耐震対策が必要な棟がある施設	12
(ア) 令和元年度中に耐震対策を完了する予定	0
(イ) 令和2年度中に耐震対策を完了する予定	5
(ウ) 令和3年度中に耐震対策を完了する予定	3
(エ) 令和4年度以降に耐震対策を完了する予定	2
(オ) 時期が確定していない	2
a 【消防学校】本館、屋内訓練場について、県有施設等耐震検討チーム会議で協議中	1
b 【競輪場】主要な棟は令和2年度に耐震改修工事を予定。耐震診断を行っていない棟については今年度に診断を行う予定	1
合 計	12

(5) 耐震対策が必要な棟がある施設であることの周知

県では、県有施設営繕課のホームページに「県有建築物に係る耐震化の状況」の「資料4県有建築物（耐震）リスト」に各施設の耐震性能等を掲載していたり、行政経営・ファシリティマネジメント課のホームページに「県有施設等耐震検討チーム会議」の検討内容等を掲載したりしている。

施設が耐震性を有するかどうかは利用者が施設を安心して利用するために重要な情報であり、耐震対策が必要な棟がある施設では、その情報を利用者が容易に知ることができる方法により積極的に周知し、承知してもらう必要がある。

そこで、耐震対策が必要な棟がある12施設において、耐震対策が必要な棟がある施設であることをどのように周知していたか調査したところ、表5-(5)のとおり、施設のホームページ等により周知していた施設が8施設、看板、張り紙、通知等により周知していた施設が5施設、利用者に対する説明会等を開催して周知していた施設が2施設等となっていた。一方、県有施設営繕課及び行政経営・ファシリティマネジメント課のホームページに掲載している以外の方法では、特に周知をしていなかった施設が2施設となっていた。（令和元年6月現在）（複数回答あり）

(表5-(5))耐震対策が必要な棟がある施設であることの周知

態 様	該当数
ア 耐震対策が必要な棟がある施設	12
(ア) 施設のホームページ等により周知していた施設	8
(イ) 看板、張り紙又は通知等により周知していた施設	5
(ウ) 利用者に対する説明会等を開催し、周知していた施設	2
(エ) その他の方法で周知していた施設	2
a【民俗博物館】団体利用予約者（学校等）に対し、事前相談時に説明していた	1
b【生駒高等学校】職員会議で周知、生徒へ伝達	1
(オ) 県有施設営繕課及び行政経営・ファシリティマネジメント課のホームページ以外は周知をしていなかった施設	2
c【消防学校】教育訓練の対象者が使用する施設であり一般利用者がいないため	1
d【美術館】県全体として、統一的に情報提供しているため	1

周知をしていなかった2施設のうち、消防学校は教育訓練の対象者（消防署の職員等）が使用するものであり、一般の利用者がいないとしていた。

一方、美術館は一般の利用者が多く訪れる施設であるが、「県全体として、統一的に情報提供している。」として、県有施設営繕課及び行政経営・ファシリティマネジメント課のホームページ以外情報提供をしていなかった。

しかし、一般の利用者が、県有施設営繕課及び行政経営・ファシリティマネジメント課のホームページを確認する可能性は低く、また高齢者等インターネットを活用しない利用者があることを考慮して、美術館では、利用者に対して耐震対策が必要な施設であることを張り紙、看板等による周知、団体利用予約者に対して、事前に説明するなど、一般の利用者が情報を容易に知ることができる方法により積極的な周知を図ることが必要であったと認められる。

主として一般の利用者が訪れる施設で、耐震対策が必要な棟がある施設であることを積極的に周知していなかった美術館の事例を具体的に示すと、次のとおりである。

【事例4】

美術館は、美術の振興を図り、県民文化の向上に資するため、奈良市に設置された施設である。平成30年度には、7万人以上の観覧者が訪れ、10月から12月に「ブラティスラヴァ世界絵本原画展」を開催している。令和元年6月の時点で、同施設では耐震対策が必要な棟が3棟ある。

美術館のホームページには、展覧会の案内、交通案内、図録販売等が掲載されているが、施設の耐震性に係る記載がなく、「おすすめリンク集」には文化会館や万葉文化館のホームページのリンクはあるものの、県有施設営繕課及び行政経営・ファシリティマネジメント課のホームページのリンクがなかった。

美術館は主として一般の利用者が訪れる施設であるが「県全体として、統一的に情報提供している。」として、県有施設営繕課及び行政経営・ファシリティマネジメント課のホームページに掲載している以外の方法では、特に情報提供をしていなかった。（令和元年6月現在）

令和元年10月時点で、美術館では、旧館及び新館の弱いとされた箇所について応急的耐震補強工事により補強中であり、工事後耐震性能の向上が見込まれるとしており、接続棟は整形な架構の鉄骨造で粘り

も十分に期待でき、地震時に崩壊する心配はないと考えられ（県有施設等耐震検討チームにおける専門家の意見に基づく）、当該箇所を回避するような避難経路を掲示する対応をとっているとしている。

以上のことから、美術館ではあらためて利用者に積極的に周知する必要があるとまでは認められないが、今後、他の県有施設で同様の状況となった場合は、一般の利用者が情報を容易に知ることができる方法により積極的な周知を図ることが必要である。

6 災害等への対応

(1) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

平成29年6月に水防法（昭和24年法律第193号）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものとして市町村地域防災計画に定められている施設の所有者等は、避難確保計画を作成しなければならないとされている。また、避難訓練を行わなければならないこととされている。

そこで、監査の対象とした45施設について、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で、利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものとして市町村地域防災計画に定められている施設に該当するか調査したところ、該当する施設はなかった。

(2) 洪水、崖崩れ、地震等を想定した対応マニュアル（避難確保計画等）の作成状況

洪水、崖崩れ、地震等の発生時に、施設利用者の安全を確保し、被害の拡大防止を図るためには、緊急時に必要な行動や役割分担等を記載したマニュアルを作成しておくことが重要である。

そこで、洪水、崖崩れ、地震等を想定した対応マニュアルの作成状況について調査したところ、表6-(2)のとおり、洪水、内水氾濫等の水害に関する対応マニュアル（避難確保計画等）を作成していた施設が8施設、崖崩れ、土石流、地すべり等の土砂災害に関する対応マニュアル（避難確保計画等）を作成していた施設が2施設、地震に関する対応マニュアル等を作成していた施設が33施設等となっていた一方、いずれの対応マニュアルも作成していなかった施設が6施設となっていた。

6施設でいずれの対応マニュアルも作成していなかった理由は、「時間的な余裕がないため作成していない。」、「消防計画に地震対策及び対応について記載を行う手続中である。」等としていた。（令和元年6月現在）（複数回答あり）

(表6-(2))洪水、崖崩れ、地震等を想定した対応マニュアル等の作成状況

態 様	該当数
ア 洪水、崖崩れ、地震等を想定した対応マニュアル等を作成していた施設	39
(ア) 洪水、内水氾濫等の水害に関する対応マニュアル（避難確保計画等）を作成していた施設	8
(イ) 崖崩れ、土石流、地すべり等の土砂災害に関する対応マニュアル（避難確保計画等）を作成していた施設	2
(ウ) 地震に関する対応マニュアル等を作成していた施設	33
(エ) 不審者に関する対応マニュアル等を作成していた施設	25
(オ) 事件・事故に関する対応マニュアル等を作成していた施設	25
(カ) 台風に関する対応マニュアル等を作成していた施設	21
(キ) その他の対応マニュアル等を作成していた施設	9
a【榎原文化会館】不審物及び不審物郵便物対応マニュアル	1
b【野外活動センター】救急処置マニュアル	1
c【二階堂養護学校】スクールバス避難マニュアル	1
d その他	6
イ 洪水、崖崩れ、地震等を想定した対応マニュアル等を作成していなかった施設	6
作(ク)【うだ・アニマルパーク動物学習館】職員用防災マニュアルの内容検討中で、地震に関する対応マニュアルを作成する予定である	1
成(ケ)【奈良労働会館】作成が必要であるとの認識に欠けていたため	1
な(コ)【高等技術専門校】消防計画に地震対策及び対応について記載を行う手続中である	1
か(サ)【産業会館】火災対応のみマニュアルを作成	1
っ(シ)【馬見丘陵公園公園館、研修棟】以前から作成していなかったため	1
た(ス)【五條高等学校藤花寮】時間的な余裕がなかったため	1
理由	

(3) 洪水、崖崩れ、地震等を想定した訓練の実施状況

近年、洪水、台風、地震など様々な災害により日本の各地で被害が生じている。県では、平成23年9月の台風12号により県南部を中心に甚大な被害を受けている。

各施設では、施設の立地場所及び利用状況等を踏まえて、火災だけではなく、様々な災害や事件事故を想定した訓練を実施し、災害等に備えることが重要である。

そこで、洪水、崖崩れ、地震等を想定した訓練の実施状況（火災を想定した消防訓練の状況は11頁から15頁に記載）を調査したところ、表6-(3)のとおり、地震を想定した訓練を実施していた施設が34施設、不審者を想定した訓練を実施していた施設が7施設等となっていた一方、上記の訓練を特に実施していなかった施設が6施設となっていた。

6施設で上記の訓練を実施していなかった理由は、「職員用防災マニュアルが未作成で、作成後地震を想定した訓練を実施する予定である。」、「時間的な余裕がないため実施に至っていないが、来場者の安全確保のため必要な訓練から早急に実施したい。」等としていた。（複数回答あり）

(表6-(3))洪水、崖崩れ、地震等を想定した訓練の実施状況

態 様	該当数
ア 洪水、崖崩れ、地震等を想定した訓練を実施していた施設	39
(ア)洪水、内水氾濫等の水害を想定した訓練を実施していた施設	0
(イ)崖崩れ、土石流、地すべり等の土砂災害を想定した訓練を実施していた施設	0
(ウ)地震を想定した訓練を実施していた施設	34
(エ)不審者を想定した訓練を実施していた施設	7
(オ)事件・事故を想定した訓練を実施していた施設	7
イ 洪水、崖崩れ、地震等を想定した訓練を実施していなかった施設	6
(カ)【うだ・アニマルパーク動物学習館】職員用防災マニュアルが未作成で、作成後地震を想定した訓練を実施する予定である	1
(キ)【榎原考古学研究所附属博物館】時間的な余裕がないため実施に至っていないが、来場者の安全確保のため必要な訓練から早急に実施したい	1
(ク)【産業会館】消防訓練以外のマニュアルがないため	1
(ケ)【馬見丘陵公園公園館、研修棟】訓練を実施する時間的余裕がないため	1
(コ)【香芝高等学校】予定日が天候不良のため実施できなかった	1
(サ)【五條高等学校藤花寮】過去から実施していなかった	1

洪水、崖崩れ、地震等を想定した訓練を実施していなかった事例を示すと、次のとおりである。

【事例5】

橿原考古学研究所附属博物館は、考古学的遺物及び遺跡等に関する資料を展示すること等を行うため、橿原考古学研究所の附属施設として、橿原市に設置された施設である。平成30年度には3万人以上が利用している。

同博物館は、一般の利用者が多く利用する施設であるが、平成30年度に洪水、崖崩れ、地震等を想定した訓練も、消防法上義務付けられている消防訓練も実施していなかった。

同博物館のほか、うだ・アニマルパーク動物学習館、馬見丘陵公園公園館及び香芝高等学校も同様の状況となっていた。

(4) 防犯（不審者対応等）への具体的な対応

犯罪が起きにくい環境をつくり子供、高齢者等様々な年齢層の利用者が安心して施設を利用できるようにするために、施設の利用状況等を踏まえて、防犯（不審者対応等）への積極的な取組が重要である。

そこで、防犯（不審者対応等）への取組の状況を調査したところ、夜間、休日の機械警備の外、表6-(4)のとおり、来訪者に声かけをしている施設が32施設、来客者用受付簿に名前等を記載してもらっている施設が28施設、不審者の情報を職員間で共有している施設が27施設等となっており、全ての施設で何らかの取組を実施していた。（複数回答あり）

(表6-(4)) 防犯（不審者対応等）への具体的な対応

態 様	該当数
ア 防犯（不審者対応等）への取組をしていた施設	45
(ア) 来訪者に声かけをしている	32
(イ) 来客者用受付簿に名前等を記載してもらっている	28
(ウ) 不審者の情報を職員間で共有している	27
(エ) 不審者に関する対応マニュアル等を策定している	25
(オ) 門等を施錠し、関係者以外が入れないようにしている	24
(カ) 防犯カメラを設置している	23
(キ) インターホンを設置している	22
(ク) 職員、警備を委託している業者、ボランティア、PT A、警察等が定期的に巡回している	18
(ケ) 看板や張り紙等で注意喚起をしている	17
(コ) 警報ブザー等警報装置を設置している	9
(サ) 不審者を想定した訓練を実施している	7
(シ) その他の防犯（不審者対応等）への取組をしている	4
a【畝傍高等学校、五條高等学校】（授業中等）門扉は施錠していないが、閉めている	2
b【うだ・アニマルパーク動物学習館】園内放送による来園者への注意喚起を行っている	1
c【奈良北高等学校】来校者名札をつけてもらっている	1
イ 防犯（不審者対応等）への取組を全くしていなかった施設	0

防犯への取組を積極的に行っていた参考事例を示すと、次のとおりである。

【参考事例3】

高等学校総合寄宿舍かぐやま寮では、防犯カメラの設置、門等の施錠、来訪者への声かけ、不審者情報の職員間での共有、来客者用受付簿に名前等を記載してもらうなどの防犯対応を実施している。また、檀原警察署の職員を講師として招いて、防犯教室を実施している。

第3 監査意見

今回、「県有施設における利用者の安全及び安心の確保について」をテーマとして行政監査を行った。主に一般の利用者が利用する施設を監査の対象として、建築基準法に基づく定期点検、消防訓練等の実施、日常点検等の実施、不具合への対応、耐震対策が必要な施設の状況、災害等への対応等施設の安心・安全に係る項目を幅広く監査した。

監査の結果を踏まえた監査意見は次のとおりである。

各項目の監査意見の対象となる施設又は所管課においては、県有施設における利用者の安全及び安心の確保に向けて関係課と連携の上、検討や取組等を進められたい。

1 建築基準法に基づく定期点検の実施状況

(1) 第2項定期点検の不実施について（指摘事項）

都道府県等の長は、建築基準法第12条第2項の規定に基づき、都道府県等が所有し、又は管理する特定建築物について原則として3年以内ごとに、建物等の損傷、腐食、劣化の状況等に係る第2項定期点検を実施しなければならないこととされている。監査の対象とした県有施設45施設のうち、第2項定期点検を実施しなければならない施設は43施設となっているが、そのうち23施設で第2項定期点検を実施していなかった。

今後、上記の23施設は、建築基準法第12条第2項に基づき、第2項定期点検を適切に実施すべきである。

【指摘事項の対象となる施設】

第2項定期点検を実施していなかった23施設

消防学校、うだ・アニマルパーク動物学習館、橿原考古学研究所附属博物館、民俗博物館、心身障害者福祉センター、橿原公苑、奈良労働会館、産業会館、馬見丘陵公園公園館・研修棟、高等学校総合寄宿舎かぐやま寮、奈良朱雀高等学校、奈良高等学校、平城高等学校、登美ヶ丘高等学校、郡山高等学校、磯城野高等学校、香芝高等学校、五條高等学校、五條高等学校藤花寮、十津川高等学校顕彰寮・清香寮、高等養護学校、西和養護学校、大淀養護学校

(2) 第4項定期点検の不実施及び一部不実施について（指摘事項）

都道府県の長等は、建築基準法第12条第4項の規定に基づき、都道府県等が所有し又は管理する建築物の特定建築設備等について原則として1年以内ごとに、特定建築設備等の損傷、腐食、劣化の状況等に係る第4項定期点検を実施しなければならないこととされている。監査の対象とした45施設のうち、第4項定期点検を実施しなければならない施設は42施設となっているが、そのうち3施設で第4項定期点検を実施しておらず、26施設で一部の設備について第4項定期点検を実施していなかった。

今後、上記の3施設及び26施設計29施設は、建築基準法第12条第4項に基づき、第4項定期点検を適切に実施すべきである。

【指摘事項の対象となる施設】

- ・ 第4項定期点検を実施していなかった3施設
消防学校、民俗博物館、心身障害者福祉センター
- ・ 一部の設備について第4項定期点検を実施していなかった26施設
中央こども家庭相談センター、馬見丘陵公園公園館・研修棟、高等学校総合寄宿舍かぐやま寮、奈良朱雀高等学校、奈良高等学校、西の京高等学校、平城高等学校、登美ヶ丘高等学校、生駒高等学校、奈良北高等学校、郡山高等学校、法隆寺国際高等学校、磯城野高等学校、橿原高等学校、畝傍高等学校、桜井高等学校、香芝高等学校、高田高等学校、五條高等学校、五條高等学校藤花寮、十津川高等学校顕彰寮・清香寮、奈良西養護学校、二階堂養護学校、高等養護学校、西和養護学校、大淀養護学校

(3) 建築基準法に基づく定期点検の実施の周知徹底について（意見事項）

監査の対象とした45施設のうち、23施設が建築基準法に基づく第2項定期点検を実施しておらず、29施設が第4項定期点検を実施していなかった。

については、建築基準法の施行について所管する建築安全推進課は、第2項定期点検又は第4項定期点検を実施していなかった計34施設を含む各施設に対し、建築基準法に基づく定期点検を適切に実施するよう、周知徹底を図られたい。また、点検が必要な施設を抽出し、点検の実施状況を定期的に調査する等の対策を講じることを検討されたい。

2 消防訓練等の実施状況

(1) 特定防火対象物の消防訓練の一部不実施について（指摘事項）

防火管理者を定めなければならない特定防火対象物の防火管理者は、消防法施行規則第3条第10項の規定により年2回以上の消火訓練及び年2回以上の避難訓練の実施しなければならないこととされている。

特定防火対象物は、公会堂、集会場、児童自立支援施設及び特別支援学校等不特定多数の人が利用する施設又は火災が発生したときに援護が必要な人が利用する施設であり、監査の対象とした45施設のうち、17施設が防火管理者を定めなければならない特定防火対象物に該当するが、そのうち6施設で一部の訓練は実施していたものの年2回以上の消火訓練又は年2回以上の避難訓練を実施していなかった。

今後、上記の6施設は、消防法施行規則第3条第10項の規定に基づき、年2回以上の消火訓練及び年2回以上の避難訓練を適切に実施すべきである。

【指摘事項の対象となる施設】

精華学院、競輪場、奈良西養護学校、二階堂養護学校、高等養護学校、西和養護学校

(2) 非特定防火対象物の消防訓練の不実施及び一部不実施について（指摘事項又は注意事項）

防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物の防火管理者は、消防法施行規則第3条第1項の規定により、消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関する事等防火管理に係る消防計画を作成し、消防法施行令第3条の2第2項の規定により、消防計画に基づいて、消火、通報及び避難の訓練を実施しなければならないこととされている。

監査の対象とした45施設のうち、26施設が防火管理者を定めなければならない非特定防火対象物に該当するが、そのうち平成30年度に、11施設で消火、通報又は避難訓練のいずれかを実施しておらず、6施設で消火、通報及び避難訓練を全く実施していなかった。

今後、上記の11施設及び6施設計17施設は、年1回以上消火、通報及び避難の訓練を適切に実施すべきである。

【指摘事項の対象となる施設】

消火、通報及び避難訓練を全く実施していなかった6施設

消防学校、うだ・アニマルパーク動物学習館、橿原考古学研究所附属博物館、民俗博物館、馬見丘陵公園公園館、香芝高等学校

【注意事項の対象となる施設】

消火、通報又は避難訓練のいずれかを実施していなかった11施設

高等技術専門校、奈良朱雀高等学校、奈良高等学校、平城高等学校、登美ヶ丘高等学校、郡山高等学校、磯城野高等学校、橿原高等学校、畝傍高等学校、桜井高等学校、十津川高等学校 顕彰寮・清香寮

3 適切な保全業務の実施について（意見事項）

県有建築物の保全指導に関することを所管している県有施設営繕課では、「所管課・施設管理者のための県建築物の保全の手引き」で、保全計画の一つとして年度保全計画を掲げ、当該年度の日常の維持管理、点検保守及び修繕に関する計画を立案するものであるとして、保守点検、清掃の作業の名称、点検回数等を記載する年度保全計画表の参考例を示している。

また、日常点検の実施状況を記録しておくことにより、いつ、誰が、どのような内容の点検を実施したか、不具合がいつ頃から発生しているか、複数回にわたり繰り返し生じているか、同一の不具合が施設の他の箇所でも発生しているかなど客観的に時系列的に確認ができ、記録した結果をその後の保全や修繕に活用することが可能となる。そして、日常点検のチェックリストを活用することが有用である。

監査の対象とした45施設のうち、30施設で同計画を作成しておらず、そのうち18施設で同計画を作成することを知らなかったとしていた。また、19施設で日常点検の結果を記録しておらず、27施設で日常点検のチェックリスト又は点検項目一覧表を作成していなかった。

については、県有施設営繕課は、各施設に対して、計画的な保全業務のために年度保全計画を作成し、日常点検の結果を記録すること及びチェックリストを活用した日常点検を実施するよう周知を図られたい。

4 施設の不具合による利用者の怪我について（注意事項）

施設の管理において、利用者が安全に施設を利用できるようにすることが重要である。監査したところ、施設の不具合により利用者が怪我をした事案が平成26年度以降に監査の対象とした45施設のうち4施設で4件発生していた。このうち、文化会館では、平成31年度に通行者が前庭の通路の凸凹で転倒し、擦り傷と打ち身を負うという怪我が発生していた。文化会館は、通路の一部に不具合があったことを把握していたが、当該箇所で、利用者が怪我をするかもしれないという認識はなく、特に対応をとっていなかった。

今後、文化会館は、不具合がある場合には速やかに修繕を行うなど施設の安全性を確保し、事情により速やかに修繕できないときは、同様の事例が再度発生しないよう、カラーコーンや看板の設置や張り紙等により利用者に注意を促すなど、適切に対応されたい。

指摘事項

違法、不当な事項として認められ、その是正又は改善を求めるもの

注意事項

その事項について、指摘事項に相当する内容にまでは至らないものの、重要と認められ、その是正又は改善を求めるもの

意見事項

制度の運用及び事務事業の執行方法等について、経済性、効率性、有効性の見地等から今後見直しの必要があると認められるもの

【別表1】

監査対象一覧		
番号	部局	監査対象
1	総務部知事公室	消防学校
2	地域振興部	うだ・アニマルパーク動物学習館
3		文化会館
4		橿原文化会館
5		美術館
6		橿原考古学研究所附属博物館
7		万葉文化館
8		民俗博物館
9		図書情報館
10		地域振興部観光局
11	福祉医療部	心身障害者福祉センター
12	福祉医療部子ども・女性局	中央子ども家庭相談センター
13		精華学院
14	くらし創造部	野外活動センター
15		橿原公苑(明日香庭球場を除く。)
16	産業・雇用振興部	競輪場
17		奈良労働会館
18		高等技術専門校
19		産業会館
20	県土マネジメント部まちづくり推進局	馬見丘陵公園公園館、研修棟
21		奈良春日野国際フォーラム
22	教育委員会	高等学校総合寄宿舎かぐやま寮
23		奈良朱雀高等学校
24		奈良高等学校
25		西の京高等学校
26		平城高等学校
27		登美ヶ丘高等学校
28		生駒高等学校
29		奈良北高等学校
30		郡山高等学校
31		法隆寺国際高等学校
32		磯城野高等学校
33		橿原高等学校
34		畝傍高等学校
35		桜井高等学校
36		香芝高等学校
37		高田高等学校
38		五條高等学校
39		五條高等学校藤花寮
40		十津川高等学校顕彰寮、清香寮
41		奈良西養護学校
42		二階堂養護学校
43		高等養護学校
44		西和養護学校
45		大淀養護学校

【別紙1】

建築基準法第12条第2項の特定建築物に該当するものは次の表のとおりである。

■建築基準法第12条第2項の特定建築物（平成31年4月1日現在）		
	用途	規模
1	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場 (建築基準法別表第1(イ)欄(1)項関係)	左欄の用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの
2	病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等 (建築基準法別表第1(イ)欄(2)項関係)	
3	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場 (建築基準法別表第1(イ)欄(3)項関係)	
4	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗 (建築基準法別表第1(イ)欄(4)項関係)	
5	倉庫 (建築基準法別表第1(イ)欄(5)項関係)	
6	自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ、テレビスタジオ (建築基準法別表第1(イ)欄(6)項関係)	
7	事務所、庁舎、消防署 (建築基準法施行令第16条第2項及び同法施行令第14条の2)	次のいずれにも該当するもの。 ・階数5以上 ・延べ面積1,000㎡を超えるもの
		(階数の考え方) 例えば地下1階、地上4階の場合は、階数5となる。

【別紙2】

今回の監査の対象とした45施設のうち、特定防火対象物に該当する施設が17施設あり、非特定防火対象物に該当する施設が28施設となっている。

消防法施行令別表第一		用 途	
1項	イ	劇場、観覧場等	*
	ロ	公会堂又は集会場	*
2項	イ	キャバレー等	
	ロ	遊技場等	
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊業務を営む店舗等	
	ニ	カラオケボックス等	
3項	イ	待合、料理店等	
	ロ	飲食店	
4項		百貨店、マーケット等	
5項	イ	旅館、ホテル等	*
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	
6項	イ	病院等	
	ロ	老人短期入所施設等	
	ハ	老人デイサービスセンター、児童自立支援施設等	*
	ニ	特別支援学校等	*
7項		小学校、中学校、高等学校等	
8項		図書館、博物館、美術館等	
9項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場等	
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	
10項		車両の停車場等	
11項		神社等	
12項	イ	工場等	
	ロ	映画スタジオ等	
13項	イ	自動車車庫等	
	ロ	飛行機等の格納庫	
14項		倉庫	
15項		前各項に該当しない事業場	
16項	イ	複合用途対象物のうち、その一部が1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	
16の2項		地下街	
16の3項		建築物の地階(16の2項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの(1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)	
17項		重要文化財等	
18項		延長50メートル以上のアーケード	
19項		市町村長が指定する山林	
20項		総務省令で定める舟車	
		特定防火対象物であり、それ以外は非特定防火対象物である。	
		*は、今回の監査対象のうち、特定防火対象物が該当する項目	

行政監査調査項目別一覧表(対象45施設)																
表番号		1-(2)-1			1-(2)-2	1-(4)-1		1-(4)-2	2-(1)					2-(2)		
部局	施設名	第2項定期点検を実施しなかった施設に該当するか	第2項定期点検の実施状況	第2項定期点検を実施していなかった施設の内訳	第2項定期点検を実施していなかった理由	第4項定期点検を実施しなかった施設に該当するか	第4項定期点検の実施状況	第4項定期点検を実施していなかった理由	防火管理者を定めなければならない施設に該当するか	消防計画を作成しなければならない施設に該当するか	消防訓練を実施しなければならない施設に該当するか	防火管理者を定めなければならない特定防火対象物に該当するもの	防火管理者を定めなければならない特定防火対象物に該当するもの	防火管理者を定め、消防計画の作成をしなければならない施設に該当するか	消防計画の作成及び届出の状況	
総務部知事公室	消防学校	ア	(イ)	a	イ	ア	(イ)	イ	ア	ア	ア		ア	ア	(ア)	
地域振興部	うだ・アニマルパーク動物学習館	ア	(イ)	a	ウ	イ			ア	ア	ア		ア	ア	(ア)	
	文化会館	ア	(ア)				(ア)		ア	ア	ア	ア		ア	(ア)	
	権原文化会館	ア	(ア)				(ア)		ア	ア	ア	ア		ア	(ア)	
	美術館	ア	(ア)				(ア)		ア	ア	ア		ア	ア	(ア)	
	権原考古学研究所附属博物館	ア	(イ)	a	ウ	ア	(ア)		ア	ア	ア		ア	ア	(ア)	
	万葉文化館	ア	(ア)				(ア)		ア	ア	ア		ア	ア	(ア)	
	民俗博物館	ア	(イ)	a	ウ	ア	(イ)	ウ	ア	ア	ア		ア	ア	(ア)	
	図書情報館	ア	(ア)				(ア)		ア	ア	ア		ア	ア	(ア)	
地域振興部観光局	外国人観光客交流館	ア	(ア)				(ア)		ア	ア	ア	ア		ア	(ア)	
福祉医療部	心身障害者福祉センター	ア	(イ)	a	ア	ア	(イ)	ア	ア	ア	ア	ア		ア	(ア)	
福祉医療部こども女性局	中央こども家庭相談センター	ア	(イ)	b	オ	ア	(ウ)	ア	ア	ア	ア	ア		ア	(ア)	
	精華学院	ア	(ア)				(ア)		ア	ア	ア	ア		ア	(ア)	
くらし創造部	野外活動センター	イ					イ		ア	ア	ア	ア		ア	(ア)	
	権原公園(明日香定球場を除く。)	ア	(イ)	a	ア	ア	(ア)		ア	ア	ア	ア		ア	(ア)	
産業雇用振興部	観輪場	ア	(ア)				(ア)		ア	ア	ア	ア		ア	(ア)	
	奈良労働会館	ア	(イ)	a	イ	ア	(ア)		ア	ア	ア	ア		ア	(ア)	
	高等技術専門学校	イ					イ		ア	ア	ア		ア	ア	(ア)	
県土マネジメント部まちづくり推進局	産業会館	ア	(イ)	a	ア	ア	(ア)		ア	ア	ア	ア		ア	(ア)	
	馬見丘炭公園(公園館・研修棟)	ア	(イ)	a	ア	ア	(ウ)	ア	ア	ア	ア		ア	ア	(ア)	
教育委員会	奈良春日野国際フォーラム	ア	(ア)				(ア)		ア	ア	ア	ア		ア	(ア)	
	高等学校総合寄宿舎かくやま寮	ア	(イ)	a	エ	ア	(ウ)	イ	イ	イ	イ			イ		
	奈良朱雀高等学校	ア	(イ)	a	エ	ア	(ウ)	イ	ア	ア	ア		ア	ア	(ア)	
	奈良高等学校	ア	(イ)	a	エ	ア	(ウ)	イ	ア	ア	ア		ア	ア	(ア)	
	西の京高等学校	ア	(ア)				(ウ)	イ	ア	ア	ア		ア	ア	(ア)	
	平城高等学校	ア	(イ)	a	エ	ア	(ウ)	イ	ア	ア	ア		ア	ア	(ア)	
	登美ヶ丘高等学校	ア	(イ)	a	エ	ア	(ウ)	イ	ア	ア	ア		ア	ア	(ア)	
	生駒高等学校	ア	(ア)				(ウ)	イ	ア	ア	ア		ア	ア	(ア)	
	奈良北高等学校	ア	(ア)				(ウ)	イ	ア	ア	ア		ア	ア	(ア)	
	郡山高等学校	ア	(イ)	a	エ	ア	(ウ)	イ	ア	ア	ア		ア	ア	(ア)	
	法隆寺国際高等学校	ア	(ア)				(ウ)	イ	ア	ア	ア		ア	ア	(ア)	
	磯城野高等学校	ア	(イ)	a	エ	ア	(ウ)	イ	ア	ア	ア		ア	ア	(ア)	
	権原高等学校	ア	(ア)				(ウ)	イ	ア	ア	ア		ア	ア	(ア)	
	畷傍高等学校	ア	(ア)				(ウ)	イ	ア	ア	ア		ア	ア	(ア)	
	桜井高等学校	ア	(ア)				(ウ)	イ	ア	ア	ア		ア	ア	(ア)	
	香芝高等学校	ア	(イ)	a	エ	ア	(ウ)	イ	ア	ア	ア		ア	ア	(ア)	
	高田高等学校	ア	(ア)				(ウ)	イ	ア	ア	ア		ア	ア	(ア)	
	五條高等学校	ア	(イ)	a	エ	ア	(ウ)	イ	ア	ア	ア		ア	ア	(ア)	
	五條高等学校藤花寮	ア	(イ)	a	エ	ア	(ウ)	イ	イ	イ	イ			イ		
	十津川高等学校顕彰寮、清香寮	ア	(イ)	a	エ	ア	(ウ)	イ	ア	ア	ア		ア	ア	(ア)	
	奈良西養護学校	ア	(ア)				(ウ)	イ	ア	ア	ア	ア	ア		ア	(ア)
	二階堂養護学校	ア	(ア)				(ウ)	イ	ア	ア	ア	ア	ア		ア	(ア)
	高等養護学校	ア	(イ)	a	エ	ア	(ウ)	イ	ア	ア	ア	ア	ア		ア	(ア)
西和養護学校	ア	(イ)	a	エ	ア	(ウ)	イ	ア	ア	ア	ア	ア		ア	(ア)	
大淀養護学校	ア	(イ)	a	エ	ア	(ウ)	イ	ア	ア	ア	ア	ア		ア	(ア)	

表番号		2-(3)			2-(4)				3-(1)		3-(2)			3-(3)		
部局	施設名	防火管理者を定めなければならない特定防火対象物に該当するもの	消火訓練及び避難訓練を2年以上実施しているか	消火訓練及び避難訓練を2年以上実施していない理由	防火管理者を定めなければならない特定防火対象物に該当するもの	消防計画に消火、通報及び避難の訓練の全てを実施しているか	消防計画に消火、通報及び避難の訓練の実施状況	消火、通報及び避難の訓練の全てを実施していない理由	憲法・保全説明会等の参加状況	年度保全計画等の作成状況	年度保全計画等を作成していない理由	年度保全計画を作成していない理由	施設の日常点検の実施状況	日常点検の実施頻度	その他の実施頻度	
																ア
総務部知事公室	消防学校				ア	(ア)	c	(a)	ア	ウ	(ウ)	a	ア	(ア)		
地域振興部	うだ・アニマルパーク動物学習館				ア	(ア)	c	(b)	ウ	ウ	(ア)		ア	(ア)		
	文化会館	ア	(ア)						ア	イ			ア	(ア)		
	権原文化会館	ア	(ア)						ア	イ			ア	(ア)		
	美術館				ア	(ア)	a		ア	イ			ア	(ア)		
	権原考古学研究所附属博物館				ア	(ア)	c	(c)	ア	ウ	(ウ)	b	ア	(ア)		
	万葉文化館				ア	(ア)	a		ア	イ			ア	(ア)		
	民俗博物館				ア	(ア)	c	(d)	ア	イ			ア	(ア)		
	図書情報館				ア	(ア)	a		ア	イ			ア	(ア)		
地域振興部観光局	外国人観光客交流館	ア	(ア)					ア	イ			ア	(ア)			
福祉医療部	心身障害者福祉センター	ア	(ア)					ア	ウ	(ア)		ア	(オ)	a		
福祉医療部こども・女性局	中央こども家庭相談センター	ア	(ア)					ウ	ウ	(イ)		ア	(ア)			
	精華学院	ア	(イ)	a				ア	ウ	(ア)		ア	(ア)			
くらし創造部	野外活動センター	ア	(ア)					ウ	ウ	(ア)		ア	(エ)			
	権原公園(明日香足球場を除く。)	ア	(ア)					ア	ア			ア	(エ)			
産業雇用振興部	競輪場	ア	(イ)	b				ア	イ			ア	(ア)			
	奈良労働会館	ア	(ア)					ア	イ			ア	(ウ)			
	高等技術専門学校				ア	(ア)	b		ア	イ		ア	(エ)			
	産業会館	ア	(ア)					ア	ウ	(ア)		ア	(ア)			
県土マネジメント部まちづくり推進局	馬見丘陵公園(公園館・研修棟)				ア	(ア)	c	(e)	ウ	ウ	(ア)		ア	(ウ)		
	奈良春日野国際フォーラム	ア	(ア)					ア	イ			ア	(ア)			
教育委員会	高等学校総合寄宿舎かくやま寮								ウ	イ			ア	(エ)		
	奈良朱雀高等学校				ア	(イ)	d		ア	ウ	(ア)		ア	(イ)		
	奈良高等学校				ア	(イ)	d		ウ	ウ	(ア)		ア	(エ)		
	西の京高等学校				ア	(ア)	a		ウ	ウ	(ア)		ア	(エ)		
	平城高等学校				ア	(イ)	d		ウ	ウ	(ア)		ア	(ア)		
	登美ヶ丘高等学校				ア	(イ)	d		ア	ウ	(ア)		ア	(ア)		
	生駒高等学校				ア	(ア)	a		ア	ウ	(イ)		ア	(ア)		
	奈良北高等学校				ア	(ア)	a		ア	ウ	(イ)		ア	(ア)		
	郡山高等学校				ア	(イ)	d		ア	ウ	(イ)		ア	(エ)		
	法隆寺国際高等学校				ア	(ア)	a		ウ	ウ	(ウ)	c	ア	(ア)		
	磯城野高等学校				ア	(ア)	b		ウ	ウ	(イ)		ア	(エ)		
	権原高等学校				ア	(イ)	d		ウ	ウ	(ア)		ア	(ア)		
	欽傍高等学校				ア	(ア)	b		ア	ウ	(ア)		ア	(ア)		
	桜井高等学校				ア	(イ)	d		ア	ウ	(ア)		ア	(エ)		
	香芝高等学校				ア	(ア)	c	(f)	ア	ウ	(ア)		ア	(ア)		
	高田高等学校				ア	(ア)	a		ア	ウ	(イ)		ア	(エ)		
	五條高等学校				ア	(ア)	a		ア	ウ	(イ)		ア	(イ)		
	五條高等学校藤花寮								ア	ウ	(イ)		ア	(ア)		
	十津川高等学校顕彰寮、清香寮				ア	(ア)	b		ウ	ウ	(ア)		ア	(エ)		
	奈良西美護学校	ア	(イ)	a					ウ	ウ	(ア)		ア	(エ)		
	二階堂養護学校	ア	(イ)	a					ア	イ			ア	(エ)		
	高等養護学校	ア	(イ)	a					ア	ウ	(ア)		ア	(ア)		
	西和養護学校	ア	(イ)	a					ア	ウ	(イ)		ア	(ア)		
	大淀養護学校	ア	(ア)						ア	ア			ア	(エ)		

表番号		3-(4)	3-(5)	3-(6)												4-(1)-1			
部局	施設名	日常点検のチェックリスト等の作成状況	日常点検に係る実施状況の記録の有無	日常点検を実施していた施設	日常点検の点検項目												その他の点検項目の内容	施設の不具合により利用者等が怪我をした事案の発生状況	怪我をした事案
					(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(ク)	(ケ)	(コ)	(サ)	(セ)	(ソ)			
総務部知事公室	消防学校	イ	イ	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(ク)							イ	
地域振興部	うだ・アニマルパーク動物学音館	イ	イ	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(ク)	(キ)	(サ)					イ	
	文化会館	イ	ア	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(ク)	(キ)	(ク)	(ケ)	(コ)			ア	(ア)
	権原文化会館	イ	ア	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(ク)	(キ)	(ク)	(ケ)	(コ)			イ	
	美術館	イ	ア	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(ク)	(キ)	(ク)	(ケ)	(コ)			イ	
	権原考古学研究所附属博物館	ア	ア	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(ク)	(キ)	(ク)	(ケ)	(コ)			イ	
	万葉文化館	ア	ア	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(ク)	(ク)	(ケ)	(シ)			b	ア	(イ)
	民俗博物館	ア	ア	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(コ)					イ	
図書情報館	ア	ア	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ケ)	(コ)					イ		
地域振興部観光局	外国人観光客交流館	イ	ア	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)						イ	
福祉医療部	心身障害者福祉センター	イ	イ	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)	(コ)				イ	
福祉医療部こども・女性局	中央こども家庭相談センター	イ	イ	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(コ)					イ	
	精華学院	イ	イ	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(オ)										イ	
くらし創造部	野外活動センター	ア	ア	ア	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(サ)	(シ)				c	イ	
	権原公苑(明日香定球場を除く。)	ア	ア	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)	(サ)				ア	(ウ)
産業雇用振興部	競輪場	イ	イ	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)	(コ)	(サ)			イ	
	奈良労働会館	イ	イ	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)					イ	
	高等技術専門学校	ア	ア	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)	(コ)				イ	
	産業会館	ア	ア	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(コ)					イ	
県土マネジメント部まちづくり推進局	馬見丘陵公園(公園館・研修棟)	イ	ア	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)	(サ)					イ	
	奈良春日野国際フォーラム	ア	ア	ア	(イ)	(エ)	(カ)	(キ)										イ	
教育委員会	高等学校総合寄宿舎かぐやま寮	ア	ア	ア	(ア)	(ウ)	(エ)	(オ)	(シ)								d	イ	
	奈良朱雀高等学校	イ	イ	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)	(コ)	(サ)			イ	
	奈良高等学校	イ	イ	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(キ)									イ	
	西の京高等学校	イ	ア	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)	(コ)	(サ)			イ	
	平城高等学校	ア	イ	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)	(サ)						イ	
	登美ヶ丘高等学校	イ	イ	ア	(ア)	(ウ)	(オ)											イ	
	生駒高等学校	イ	イ	ア	(ア)	(イ)	(エ)	(オ)	(シ)								a	イ	
	奈良北高等学校	イ	イ	ア	(ア)	(イ)	(エ)	(オ)	(キ)	(シ)							a	ア	(エ)
	郡山高等学校	ア	イ	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)									イ	
	法隆寺国際高等学校	イ	イ	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(オ)	(カ)	(シ)							e	イ	
	磯城野高等学校	ア	ア	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)									イ	
	権原高等学校	ア	ア	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)								イ	
	畷傍高等学校	ア	ア	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ケ)	(コ)	(シ)			f	イ	
	桜井高等学校	ア	ア	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)									イ	
	香芝高等学校	イ	ア	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)							イ	
	高田高等学校	ア	ア	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(シ)					g	イ	
	五條高等学校	イ	イ	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(カ)										イ	
	五條高等学校藤花寮	イ	イ	ア	(ア)	(オ)	(カ)											イ	
	十津川高等学校顕彰寮、清香寮	イ	ア	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)										イ	
	奈良西養護学校	ア	ア	ア	(ア)	(エ)	(シ)										h	イ	
二階堂養護学校	イ	イ	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(ク)	(サ)						イ		
高等養護学校	イ	ア	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(シ)							i	イ		
西和養護学校	イ	イ	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(キ)	(ケ)								イ		
大淀養護学校	イ	ア	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(サ)					イ		

表番号		4-(2)-1					4-(2)-2		
部局	施設名	利用者等が怪我をするおそれがある施設の不具合で令和元年中に修繕できないものがある施設	利用者等が怪我をするおそれがある施設の不具合で令和元年中に修繕できないもの			その他の不具合の内容	利用者等が怪我をするおそれがある施設の不具合で令和元年中に修繕できないものがある施設	利用者等が怪我をするおそれがある施設の不具合で令和元年中に修繕できない理由	その他の理由
			(イ)	(ロ)	(ハ)				
総務部知事公室	消防学校	ア	(イ)				ア	(ウ)	a
地域振興部	うだ・アニマルパーク動物学習館								
	文化会館	ア	(ア)				ア	(ア)	
	榎原文化会館	ア	(ケ)			a	ア	(ア)	
	美術館	ア	(ア)				ア	(ア)	
	榎原考古学研究所附属博物館								
	万葉文化館	ア	(カ)				ア	(イ)	
	民俗博物館								
	図書情報館								
地域振興部観光局	外国人観光客交流館								
福祉医療部	心身障害者福祉センター								
福祉医療部子ども・女性局	中央こども家庭相談センター								
	精華学院								
くらし創造部	野外活動センター								
	榎原公苑(明日香定球場を除く。)	ア	(ア)	(カ)	(ク)		ア	(ア)	
産業雇用振興部	競輪場	ア	(ア)	(イ)	(ウ)		ア	(イ)	
	奈良労働会館								
	高等技術専門学校								
	産業会館								
県土マネジメント部まちづくり推進局	馬見丘陵公園(公園館・研修棟)								
	奈良春日野国際フォーラム								
教育委員会	高等学校総合寄宿舎かぐやま寮	ア	(オ)	(ケ)		b	ア	(イ)	
	奈良朱雀高等学校	ア	(ア)	(エ)	(オ)	(キ)	ア	(イ)	
	奈良高等学校	ア	(イ)				ア	(イ)	
	西の京高等学校								
	平城高等学校								
	登美ヶ丘高等学校	ア	(ア)	(ウ)	(ケ)		c	ア	(イ)
	生駒高等学校								
	奈良北高等学校	ア	(イ)	(エ)			ア	(イ)	
	郡山高等学校	ア	(イ)				ア	(イ)	
	法隆寺国際高等学校								
	磯城野高等学校								
	榎原高等学校								
	畝傍高等学校	ア	(ケ)				d	ア	(イ)
	桜井高等学校	ア	(ア)	(ウ)	(エ)			ア	(イ)
	香芝高等学校								
	高田高等学校	ア	(イ)					ア	(イ)
	五條高等学校								
	五條高等学校藤花寮								
	十津川高等学校顕彰寮、清香寮								
	奈良西養護学校								
	二階堂養護学校								
	高等養護学校								
	西和養護学校								
大淀養護学校									

表番号		4-(2)-3								
部局	施設名	利用者等が怪我をするおそれがある施設の不具合で令和元年中に修繕できないものがある施設	利用者等が怪我をするおそれがある施設の不具合で令和元年中に修繕できないもの(その1)	不具合に対する対応(その1)	利用者等が怪我をするおそれがある施設の不具合で令和元年中に修繕できないもの(その2)	不具合に対する対応(その2)	利用者等が怪我をするおそれがある施設の不具合で令和元年中に修繕できないもの(その3)	不具合に対する対応(その3)	利用者等が怪我をするおそれがある施設の不具合で令和元年中に修繕できないもの(その4)	不具合に対する対応(その4)
総務部知事公室	消防学校	ア	表4-(2)-1の(イ)	(エ)						
地域振興部	うだ・アニマルパーク動物学舎									
	文化会館	ア	表4-(2)-1の(ア)	(オ)のa 剥離やひびに進行が見られないが、職員が監視による経過観察を行っている。						
	権原文化会館	ア	表4-(2)-1の(ケ)のa	(オ)のb 出入口付近については、応急対策として脱着防止ネットを敷設している。その他、人が立ち入るところには対策としてトラテープ等で立入禁止としている。						
	美術館	ア	表4-(2)-1の(ア)	(イ)、(ウ)						
	権原考古学研究所附属博物館									
	万葉文化館	ア	表4-(2)-1の(カ)	(ア)、(イ)						
	民俗博物館									
	図書情報館									
地域振興部観光局	外国人観光客交流館									
福祉医療部	心身障害者福祉センター									
福祉医療部子ども・女性局	中央子ども家庭相談センター									
	精華学院									
	野外活動センター									
くらし創造部	権原公園(明日香定球場を除く。)	ア	表4-(2)-1の(ア)	(エ)	表4-(2)-1の(カ)	(イ)、(エ)	表4-(2)-1の(ケ)	(エ)		
産業雇用振興部	競輪場	ア	表4-(2)-1の(ア)	(ウ)	表4-(2)-1の(イ)	(ウ)	表4-(2)-1の(ウ)	(イ)、(ウ)		
	奈良労働会館									
	高等技術専門学校									
	産業会館									
県土マネジメント部まちづくり推進局	馬見丘陵公園(公園館・研修棟)									
	奈良春日野国際フォーラム									
教育委員会	高等学校総合寄宿舎かくやま寮	ア	表4-(2)-1の(オ)	(イ)	表4-(2)-1の(ケ)のb	(イ)				
	奈良朱雀高等学校	ア	表4-(2)-1の(ア)	(ア)、(エ)	表4-(2)-1の(エ)	(エ)	表4-(2)-1の(オ)	(ア)、(エ)	表4-(2)-1の(キ)	(ア)、(エ)
	奈良高等学校	ア	表4-(2)-1の(イ)	(ア)、(エ)						
	西の京高等学校									
	平城高等学校									
	登美ヶ丘高等学校	ア	表4-(2)-1の(ア)	(イ)	表4-(2)-1の(ウ)	(イ)	表4-(2)-1の(ケ)のc	(エ)		
	生駒高等学校									
	奈良北高等学校	ア	表4-(2)-1の(イ)	(ア)、(エ)	表4-(2)-1の(エ)	(エ)				
	郡山高等学校	ア	表4-(2)-1の(イ)	(イ)						
	法隆寺国際高等学校									
	磯城野高等学校									
	権原高等学校									
	欽徳高等学校	ア	表4-(2)-1の(ケ)のd(外階段の腐食)	(イ)、(ウ)	表4-(2)-1の(ケ)のd(屋根瓦損傷)	(イ)、(ウ)、(オ)のc シートをかぶせ屋根瓦が落下しないようにしている。				
	桜井高等学校	ア	表4-(2)-1の(ア)	(オ)のd 校舎全体にひび等が入っているが、今すぐに崩壊の恐れはないと思われるので、日常、目視点検している。	表4-(2)-1の(ウ)	(オ)のd コンクリート内部の鉄筋が露出しているが、今すぐコンクリートが剥離する恐れはないと思われるので、日常、目視点検している。	表4-(2)-1の(エ)	(オ)のd 小・中樹木について、今年度、他の工事に付随して一部伐採を行った。残っているものについては、台風などによる樹木の恐れがないが、樹木の枯れなどを目視点検している。		
	香芝高等学校									
	高田高等学校	ア	表4-(2)-1の(イ)	(オ)のe 外周フェンスが老朽化のため傾いてきている。学校の樹木がフェンスを圧迫してきてフェンスが傾いていると考えられるため適宜樹木の枝を切っている。						
	五條高等学校									
	五條高等学校藤花寮									
	十津川高等学校顕彰寮、清香寮									
	奈良西養護学校									
	二階堂養護学校									
	高等養護学校									
	西和養護学校									
	大淀養護学校									

表番号		5-(1)		5-(2)			5-(3)		5-(4)			5-(5)					
部局	施設名	施設の耐震性	耐震対策が必要な様がある施設	利用制限の実施の有無	利用制限の内容	施設の利用制限を実施していなかった理由等	耐震対策が必要な様がある施設	耐震対策が必要な様についての今後の対応	耐震対策が必要な様がある施設	耐震対策を完了する予定時期	時期が確定していない施設の状態	耐震対策が必要な様がある施設	耐震対策が必要な様がある施設であることの周知の方法等			その他の周知方法	周知していない理由
総務部知事公室	消防学校	イ	ア	(ア)	a		ア	(ア)	ア	(オ)	a	ア	(オ)				c
地域振興部	うだ・アニマルパーク動物学舎	ア															
	文化会館	イ	ア	(イ)		e	ア	(イ)	ア	(エ)		ア	(ア)	(イ)			
	種原文化会館	ア															
	美術館	イ	ア	(イ)		f	ア	(ウ)	ア	(エ)		ア	(オ)				d
	種原考古学研究所附属博物館	ア															
	万葉文化館	ア															
	民俗博物館	イ	ア	(イ)		g	ア	(エ)	ア	(イ)		ア	(エ)			a	
	図書館	ア															
地域振興部観光局	外国人観光客交流館	ア															
福祉医療部	心身障害者福祉センター	ア															
福祉医療部こども・女性局	中央こども家庭相談センター	ア															
	精華学院	イ															
くらし創造部	野外活動センター	ア															
	種原公園(明日香定球場を除く。)	イ	ア	(イ)		h	ア	(オ)	ア	(イ)		ア	(イ)				
産業雇用振興部	競輪場	イ	ア	(ア)	b		ア	(カ)	ア	(オ)	b	ア	(ア)	(イ)			
	奈良労働会館	ア															
	高等技術専門学校	ア															
	産業会館	ア															
県土マネジメント部まちづくり推進局	馬見丘陵公園(公園館・研修棟)	ア															
	奈良春日野国際フォーラム	ア															
教育委員会	高等学校総合寄宿舎かくやま寮	ア															
	奈良朱雀高等学校	イ	ア	(イ)		i	ア	(キ)	ア	(イ)		ア	(ア)				
	奈良高等学校	イ	ア	(ア)	d		ア	(ク)	ア	(ウ)		ア	(ア)	(ウ)			
	西の京高等学校	ア															
	平城高等学校	ア															
	登美ヶ丘高等学校	ア															
	生駒高等学校	イ	ア	(ア)	c		ア	(ケ)	ア	(イ)		ア	(ア)	(イ)	(エ)	b	
	奈良北高等学校	ア															
	郡山高等学校	イ	ア	(ア)	c		ア	(コ)	ア	(ウ)		ア	(ア)	(イ)			
	法隆寺国際高等学校	ア															
	磯城野高等学校	イ	ア	(イ)		j	ア	(サ)	ア	(イ)		ア	(ア)				
	種原高等学校	ア															
	畷高等学校	ア															
	桜井高等学校	ア															
	菅芝高等学校	ア															
	高田高等学校	イ	ア	(ア)	d		ア	(シ)	ア	(ウ)		ア	(ア)	(ウ)			
	五條高等学校	ア															
	五條高等学校藤花寮	ア															
	十津川高等学校顕彰寮、清香寮	ア															
	奈良西養護学校	ア															
	二階堂養護学校	ア															
	高等養護学校	ア															
	西和養護学校	ア															
大淀養護学校	ア																

表番号		6-(2)										
部局	施設名	洪水等を想定した対応マニュアルの作成状況	作成していたマニュアルの内容							その他に作成していたマニュアルの内容	洪水等を想定した対応マニュアルを作成していなかった理由	
			(ウ)									
総務部知事公室	消防学校	ア	(ウ)									
地域振興部	うだ・アニマルパーク動物学舎	イ									(ク)	
	文化会館	ア	(ウ)									
	権原文化会館	ア	(ア)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	a 不審物及び不審物郵便物対応マニュアル			
	美術館	ア	(ウ)									
	権原考古学研究所附属博物館	ア	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)						
	万葉文化館	ア	(ウ)									
	民俗博物館	ア	(オ)	(カ)								
	図書情報館	ア	(エ)	(オ)								
地域振興部観光局	外国人観光客交流館	ア	(ウ)									
福祉医療部	心身障害者福祉センター	ア	(ウ)									
福祉医療部こども・女性局	中央こども家庭相談センター	ア	(ア)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)					
	精華学院	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(カ)					
くらし創造部	野外活動センター	ア	(キ)						b 救急処置マニュアル			
	権原公苑(明日香定球場を除く。)	ア	(カ)									
産業雇用振興部	競輪場	ア	(ウ)									
	奈良労働会館	イ									(ケ)	
	高等技術専門学校	イ									(コ)	
	産業会館	イ									(サ)	
県土マネジメント部まちづくり推進局	馬見丘陵公園(公園館・研修棟)	イ									(シ)	
	奈良春日野国際フォーラム	ア	(ウ)	(エ)	(カ)							
教育委員会	高等学校総合寄宿舎かぐやま寮	ア	(オ)	(エ)								
	奈良朱雀高等学校	ア	(ウ)	(オ)	(カ)	(キ)			d アレルギー・熱中症対策			
	奈良高等学校	ア	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)				
	西の京高等学校	ア	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)						
	平城高等学校	ア	(ウ)	(エ)	(オ)	(キ)			d 感染症・アレルギー事故対応			
	登美ヶ丘高等学校	ア	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)						
	生物高等学校	ア	(ア)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	d 授業中の事故、運動部活動中の事故			
	奈良北高等学校	ア	(ウ)	(エ)	(オ)	(キ)			d 危機管理マニュアル			
	郡山高等学校	ア	(ア)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)					
	法隆寺国際高等学校	ア	(ウ)	(カ)	(オ)	(キ)			d 非常災害時における登校処置			
	磯城野高等学校	ア	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)						
	権原高等学校	ア	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)						
	畷高等学校	ア	(オ)									
	桜井高等学校	ア	(ウ)	(エ)	(オ)							
	香芝高等学校	ア	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)						
	高田高等学校	ア	(ア)	(ウ)	(カ)							
	五條高等学校	ア	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)						
	五條高等学校藤花寮	イ									(ス)	
	十津川高等学校顕彰寮、清香寮	ア	(ウ)	(エ)	(キ)					d 気象警報及び雨量規制時の対応について、食物アレルギー対応マニュアル、熱中症対応マニュアル		
	奈良西養護学校	ア	(ウ)	(エ)	(オ)							
	二階堂養護学校	ア	(ア)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	c スクールバス避難マニュアル			
	高等養護学校	ア	(ウ)	(エ)	(オ)							
	西和養護学校	ア	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)						
大沓養護学校	ア	(ウ)	(エ)									

